

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 2 日)
(第 6 号)

第 6 号
3 月 2 日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第6号

○令和4年3月2日（水曜日）

議事日程（第6号）

令和4年3月2日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 決議案第1号
〔採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 決議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博

9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	野 村	保 夫
16	番	木 津	直 樹
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 口	正 弘
19	番	倉 本	崇 道
20	番	山 内	道 明
21	番	山 本	里 香
22	番	稻 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛 野
26	番	杉 本	熊 三
27	番	藤 田	宜 昭
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	村 林	聡 人
31	番	小 林	正 富
32	番	服 部	孝 栄
33	番	谷 川	豊 尚
34	番	東	隆 尚
35	番	長 田	英 介
36	番	奥 野	智 広
37	番	今 井	

38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
42	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
欠席議員	1名		
12	番	田中	智也

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂三	雅人
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	前川	幸則
書記(企画法務課長)	小野	明子
書記(議事課課長補佐兼班長)	佐竹	宴
書記(議事課主幹兼係長)	林	良充
書記(議事課主幹)	櫻井	彰

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
----	----	----

副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定

公安委員会委員長
警察本部長

種橋 潤 治
佐野 朋 毅

代表監査委員
監査委員事務局長

伊藤 隆
紀平 益美

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

竹川 博子
山川 晴久

選挙管理委員会委員

田中 利佳

労働委員会事務局長

中西 秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから、本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵攻に嚴重に抗議する決議案
上記提出する。

令和4年2月28日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 崎 博
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
野 口 正
倉 本 崇 弘
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三

ロシアによるウクライナ侵攻に嚴重に抗議する決議案

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かすものであり、断じて容認できない暴挙である。また、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人も緊迫した状況の中で厳しい状況に置かれており、我が国にとっても決して無関係ではない。

このような力による一方的な現状変更への試みは、国際連合憲章をはじめとする国際法に明白に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであって、強く非難されるべきものである。また、非戦闘員である民間人に多く

の被害が出ていることも痛恨の極みである。

よって、本県議会は、平成9年に「非核平和県宣言」に関する決議を行っていることにも鑑み、ロシアによる侵攻の犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、ロシア政府に対し、ウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議し、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意ある対応を強く求めるものである。

また、政府において、現地在留邦人の安全確保に努め、我が国への影響を最小限にとどめるための対策に万全を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、即時無条件でのロシア軍の完全撤退の実現に向けて、毅然たる態度でロシア政府に臨み、制裁措置の徹底及び強化を図ることを求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三重県議会

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。8番 山崎 博議員。

〔8番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○8番（山崎 博） 皆さん、おはようございます。自由民主党会派、四日市市選挙区選出の山崎博でございます。

青木議長のお許しをいただきましたので、発言通告書どおり質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

一見知事が昨年9月に就任され、はや6か月が過ぎようとしております。夏の暑いさなか、高校球児の応援も、コロナ禍のため、応援に行くにも入場制限がありまして、観戦ができなかったことで、全力で一見知事を応援させていただき、走り回らせていただきました。

また、昨年11月、三重県建設業協会第7回災害対応訓練に参加された際、

冒頭の一見知事の御挨拶の前に壇上に上がられた際、敬礼されたものの、建設業界の皆さんは、お辞儀にて答礼をするのか、敬礼にて答礼をするのか、あまりにも立派な立ち居振る舞いに、建設業界の方はばかんとされるさまを思い出します。

一見知事は、海上保安庁を歴任され、正義仁愛、人命保護と航行安全がモットーであります。これは、海上保安庁発足の日、大久保武雄初代海上保安庁長官が職員へ向けた訓示です。さすが一見知事、建設業界の皆様には熱く防災・減災による人命救助についての御挨拶をされました。そのメッセージに深く感動いたしました。一議員として、1期4年の中で2人のすばらしい知事に会い、感慨深いものがありますが、今後も県民の皆様のために私自身もしっかり働かせていただきたいと思います。

まず初めに、質問の前にお礼を申し上げます。

県営松阪野球場の大規模改修工事に加え、切にお願いさせていただいておりました北勢中央公園内にあります野球場の整備が、令和3年10月1日から着手されました。三重県が管理する2球場が、30年から50年、半世紀たった今、ようやく大規模に改修され、改めて感謝申し上げます。

令和元年一般質問にて、県営松阪野球場の老朽化について質問させていただいてから、昨年、松阪野球場のネーミングライツに続き、ドリームオーシャンスタジアムとなりましたが、新たなる財源の確保を目的として、三重県スポーツ施設広告掲出広告主募集が実現しました。

(パネルを示す) これでございます。ここの4番のところでありますけれども、1から10までありますが、10企業ですね。センターの下のところ、そこは24万円になりまして、(パネルを示す) この球場の電光掲示板の下にドリームオーシャンスタジアムとありますけれども、その下がまた24万円という枠で、ほかの9企業は1年間で12万円ですので、合計108万円。そしてネーミングライツで200万円ということで、332万円の金額が1年で新たなる財源となります。

今後も、県内のスポーツ振興と発展のためにその財源が活用され、計画的

に施設整備が実施されていくことを注視する中、第1回申込み期限が、昨年12月23日までということで募集がありましたけれども、定まらない場合は、第2回の申込み期限が令和4年2月15日までとなっておりますが、現在の募集状況と進捗について当局の説明を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） ドリームオーシャンスタジアム広告主募集事業の進捗及び今後の進め方について答弁申し上げます。

ドリームオーシャンスタジアムの外野フェンスラバー面への広告掲出につきましては、昨年11月5日から本年2月15日まで公募を行いまして、10の枠に対しまして、現在5社7枠の御応募をいただきました。御応募いただいた企業の皆様には本当に感謝している次第です。

今後のスケジュールについてですが、広告主となられました各企業においては、今月末までに広告を制作・設置いただきまして、4月1日から掲出されることとなります。

また、応募のなかった3枠についてですけれども、3月7日から改めて再募集を行うこととしています。

今後も様々な企業の皆様に応募を働きかけるなど、引き続き広告枠募集に取り組んでいくことで、全ての枠に御応募いただきますよう頑張っていくと思います。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 辻局長、ありがとうございます。あと残り3枠ということでございます。

さて、ここからは、また、お願い事でございます。

昨年12月5日、みえ地震・津波の対策の日シンポジウムにて、三重県高等学校野球連盟、岩出卓会長にお声をかけていただいた際、三重県内スポーツ施設のWi-Fi設備を整備していただきたい、まずは、ドリームオーシャ

ンスタジアムを整備していただきたいと要望いただきました。

なぜWi-Fi整備が必要であるかを説明いたしますと、ドリームオーシャンスタジアムは、高校、大学、社会人野球等、公式大会が数多く開催されており、

県野球競技会、そして三重県高等学校野球連盟は、運営に必要な事務作業にICTを活用することで効率化を図り、報道関係者や応援するファンの利便性に寄与しておられます。

また、今年度、三重県大学野球のテレビ中継も名古屋のテレビ局と協議がなされており、

従来、スコアブックは手書きであったのが、パソコン入力する電動スコアで処理し、試合中に個人記録の集計に打率等が自動で計算され、作業効率化が飛躍的に上がり、これらの情報をクラウドで保存し、権限を与えられた報道関係者とアクセスができ、情報を共有し合えることが可能となりました。

また、コロナ禍で入場制限を行った際、一球速報というサイトでの情報提供をファンの方がアクセスし、この数がかなり多く、大好評を得る等効果はあったものの、三重県高等学校野球連盟は、球場ごとにパソコン1台分の契約しかWi-Fiの基地局を契約しておらず、料金が高額な割には電波の状況が悪くて、通信速度が遅い等の課題があり、スタッフである教員の事務作業に支障を来しているという状況でありました。

この問題は、四日市市、津市、伊勢市の各球場も同じであります。Wi-Fi設備を整備することで球場での事務作業の効率化が進み、情報発信力が強化されるとともに、選手やスタッフ、ひいては球場から離れた多くの野球ファンや関係者、県民に最新の状況が速やかに届くこととなります。

こうした理由から、まずは、県としてドリームオーシャンスタジアムにWi-Fi設備を整備すべきと考えますが、辻局長の御意見をお伺いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） ドリーム

オーシャンスタジアムにWi-Fi設備を導入してはどうかという御質問について答弁申し上げます。

スポーツ施設にWi-Fi設備があれば、大会運営者や報道関係者にとりましては、大会に係る結果や選手などに関わる様々な情報を迅速に提供することができます。

また、観客は、そういった情報へのアクセスも含めて、必要とする情報にアクセスしやすくなることから、スポーツ施設においてWi-Fi設備を導入することは、当該施設の利便性や付加価値を高める上で大変有益なツールであると思います。

議員からの御提案につきましては、こうしたWi-Fiの持つ利便性に着目したものとして御提案いただいたものかなと思いますし、先ほど申しあげました施設の付加価値を高めるという意味もあって、前向きに捉えていく意義はあると思います。

一方で、Wi-Fi設備の整備を行う場合には、その整備主体や整備手法をどうするか、それから、提供すべきサービスの内容やそれに伴う通信エリアの設定すべき範囲、それから、維持管理も含めた費用負担の在り方や効果の見極めなど、検討すべき幾つか課題がございます。

今後は、こういった検討項目に加えまして、県内外の他の施設管理者の考え方や整備事例などをよく情報収集を行いまして、県として導入の可否を今後よく検討していきたいと思っております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 辻局長、ありがとうございます。

Wi-Fiが整備されれば、例えば観客が選手における出身校をスマートフォンで検索できたり、試合情報等の内容がいち早く球場外の人に伝わることで、野球に興味を持つ方や新たなファンが増えるとも期待しております。

こうした取組は、野球だけに限らず、他の球技にもやっぱり広げることで、三重県全体のスポーツ振興や防災拠点としての災害対策に関しても含め、幅広い裾野の拡大につながると考えます。ぜひ前向きにWi-Fi設備の整備

を進めていただくことを調整、よろしくお願ひいたします。

また、今年度定年を迎えられます辻局長におかれましては、改めて野球場の整備に関し、3年間質問攻めさせていただき、誠にありがとうございました。また、本当に御尽力も賜ったことに感謝申し上げる次第です。

先ほどは辻局長に、スポーツ施設におけるインターネット環境のWi-Fi整備という特定エリアでの情報通信環境整備についてお聞きしましたが、デジタル力を活用していくためには、より広いエリアをカバーする高度な情報通信環境の整備も必要です。

現在、国においてデジタル社会の実現に向けた取組が進められる中、岸田内閣は、デジタルの力を全面的に活用しながら、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性や利便性も兼ね備えたデジタル田園都市国家構想の実現を目指すこととしております。その実現に当たっては、三重県においてもデジタルの力を有効活用していくことが必要だと考えます。

そのため、高度な情報通信基盤である5Gの整備が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、デジタル社会推進局長にお伺ひいたします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） デジタル社会の実現に向けて高度な情報通信基盤である5Gが必要と考えるが、どのように取り組むかという御質問でございます。お答えさせていただきます。

デジタル社会の実現に向けては、VR、仮想現実の活用や自動運転、スマート農業等の新しいサービスを实体经济や暮らしの中で実際に活用していく、いわゆる社会実装をしていくためには、超高速、超低遅延、それから多数同時接続といった特性を持つ高度な情報通信基盤であります5Gの整備が必要でございます。

5Gを利用するためには、基地局等の整備が必要でありまして、基本的には携帯電話事業者において実施していただくものと考えています。そのため、県では、市町からの要望を取りまとめて、事業者への整備要望活動を行って

おります。

あわせて、事業者が5Gの基地局を整備しやすい環境とするため、今年度から県が保有する土地や建物などの情報を広く提供するとともに、一括で対応するワンストップ窓口を設置して、事業者からの問合せに対応しております。

加えて、国に対しましても、5Gのサービス提供エリアに地域的な格差が生じないように、全国均一にインフラ整備を進めることを要望しているところでございます。

国は、地方からデジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両面を享受できるデジタル田園都市国家構想の実現を目指して、5Gの整備を進めていくこととしております。

本県がデジタル実装を進めていく上でも、高度な情報通信基盤の整備は不可欠であると認識しておりまして、今後も引き続き、国や市町と連携しまして、携帯電話事業者への働きかけを行うなど、5Gの整備が促進されるよう取り組んでまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） ありがとうございます。

5Gが普及することで、スマートフォンに限らず、自動車、農業機械等、幅広い機器を無線で、より高速なネットワークに接続することができるようになります。ぜひ三重県も、そういったことが環境として早期に整備されますよう、国や市町と連携して取り組んでいただきたいと思います。

一方で、先ほど質問させていただきました野球場等スポーツ競技施設においては、施設を利用される多くの方がインターネットに無料で接続ができるWi-Fiというものがあり、これはもう通信速度が速いということで大きなメリットがあると思いますので、スポーツ施設における利便性向上に向けて、ぜひとも整備に向けて、一見知事、前向きに予算化していただきますようによろしくお願いいたします。

続いての質問は、先ほどお話したスポーツ関連に関しまして、学校の部

活動改革についてです。

職員の諸先輩には、多くの偉大なる学校教育の現場に従事された、すばらしい先生方が非常にいらっしゃる中、私がこの質問をするのはお門違いかもしれませんが、未来を担う子どもたちのために質問ができたと思います。

まずは、コロナ禍における部活動であります。

今年度を振り返ってみますと、三重県では、4月19日に県独自の新型コロナウイルス緊急警戒宣言を発出し、5月9日からはまん延防止等重点措置、それ以降も、8月に再度、新型コロナウイルス緊急警戒宣言、続く、まん延防止等重点措置、さらには、8月27日から9月末までは緊急事態措置が取られ、年が明けても、急拡大するオミクロン株への対応として、1月に感染拡大阻止宣言が発出されて、さらにまた続くような感じでございます。

この間、学校の教育活動も大きな影響を受けました。授業はオンラインで対応できたかもしれませんが、部活動は対面で実施するものです。思うように活動できないこともあったのではないかと思います。

そのような中でも、今年度は部活動を何とか実施する中で、県高等学校総合体育大会が5月末の日程を中心として開催されました。また、7月には、全国高等学校野球選手権大会の三重県大会が開催され、それぞれ全国大会へとつながっていきました。

昨年度、大会が軒並み中止、何とか代替大会をと動いていたことを考えれば、大会関係者の多くの苦労はあったと思いますが、今年度、活躍できた子どもたちは多かったのではないかと思います。

一方で、三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめ、中止となった大会もあります。私は気合を入れてもう国体ジャージを作っておったんですけど、本当に残念でした。日頃の成果を披露する場が失われるということは、スポーツ選手にとってはつらいことで、本当に少なくしていきたいと思っております。

こうした状況を踏まえ、今年度、部活動の実施状況はどうであったのでしょうか。子どもたちが十分に活動することができたのでしょうか。私は、

自他ともに認める部活動をやりたい派でございます。子どもたちには力の限り、精いっぱいやらせてあげたいと思っております。

そこで、まず、確認させていただきます。

コロナ禍の中においても部活動の実施、継続に向けて、少年時代、野球に打ち込んでおられたであろう木平教育長は、この1年間、どんな思いで取り組んでこられたのか、所感をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 御答弁させていただきます。

私も僅かですけれども、僅かというか、野球等のスポーツ、学生時代、中学時代等を含めて経験させていただきました。今、大変窮屈な中でも一生懸命取り組んでいる生徒とか、それから顧問の皆さんへの思いも含めて答弁させていただきます。

まず、部活動の意義ですけれども、子どもたちにとって中学校、それから高等学校の部活動ですけれども、仲間と目標を持って努力していく中で楽しさ、それから感動を得るということに加えて、自主性、それから協調性、あるいは責任感が育まれるなど、人間形成の場としても大きな役割を果たしているところです。

コロナ禍前は季節やシーズンに応じて、基礎を培う時期とか、練習試合を通じて実践力を高める時期とか、年間通じて計画的に活動してきたわけですが、昨年度以来、こうした従来の活動を継続していくことが難しい状況となっております。

今年度、令和3年度は、県立学校の部活動は、県内の感染状況に応じて、県外への移動や宿泊を伴う活動を中止としたり、自校内での活動に限るなど段階的に活動を制限し、さらに、緊急事態宣言下では中止せざるを得ない状況となりました。

各学校では、こうした制限がある中でありましても、顧問と生徒が活動内容を工夫したり、ICTを活用してミーティングをオンラインで実施したり、

トレーニング映像の共有とかをするなど、一生懸命に取り組んできたところ
です。

県教育委員会でも、こうしたコロナ禍で頑張っている生徒がその成果を発
揮できる大会を何とか開催できるよう、関係団体と連携して対応してまいり
ました。

例えば関係団体と綿密な打合せを行い、密集を避けて、競技時間が分散し
たタイムスケジュールに見直したり、待機場所を確保するなど、運営に携わ
る方の尽力により、感染症対策を講じた上で多くの県内大会を開催するこ
とができました。

8月に行われましたインターハイでは、これまでも全国大会で活躍してき
ましたテニスあるいはソフトテニス、レスリング、ウエートリフティング、
陸上競技、体操競技に加えまして、水球、それから剣道の女子個人で初優勝
を果たし、団体と個人合わせて9競技種目の全国優勝を含む51競技種目で入
賞するなど、平成からの入賞数では最多に迫る活躍がありました。

現在、まん延防止等重点措置が発令されておりますことから、自校内の活
動という形にさせていただいておりますけれども、今月予定されております
全国大会が無事に開催され、そこでの活躍を大いに期待しているところです。

子どもたちは、部活動などの教育活動を通じてバランスの取れた心身の成
長と、それから充実した学校生活を送ることが期待できます。

今後も感染状況を踏まえながら必要な対策を行い、可能な限り子どもた
ちの活動の機会を確保していきたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) 木平教育長、ありがとうございました。子どもたちへの
思いをしっかりと聞かせていただきました。

次に、子どもたちを支える教員の視点も交え、質問いたします。

教員の働き方改革がクローズアップされるようになってから数年がたちま
す。平成31年に改訂された三重県部活動ガイドラインがある中、教員の働き
方改革の見直し視点を検討する中で、競技経験のない、素人同然の教員が顧

問を引き受けるのはとてもつらいことでもあります。

また、生徒が大会を勝ち進んでいく中で、顧問として引率し続けなければならないのも、つらい状況であるとも推察します。

一方で、そうしたことは、例えば子どもたちの気持ちになりますと、頑張ろうとしている子どもたちにとってもつらいというか、本来なら、スポーツ、文化部においても、専門的に先生に指導してもらいたいはずなのに、子どもたちにとってはそういう機会が得られないということがとても残念のように思います。

こうした課題を解決し、指導体制の充実を図る方法が部活動指導員ではないかと思います。平成30年度から配置を進めていただいていると認識しておりますが、また、議会でも現在の部活動指導員の人数がお示しされましたが、これまでどのような効果を確認され、教員側から見た効果と、そして生徒側から見た効果、それぞれについて成果が出ているのであればお答えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 部活動指導員の効果について御答弁申し上げます。

部活動指導員は、指導する部活動において専門的な指導者が確保できない場合、あるいは、担当教員が他の業務で指導時間が十分取れない場合などに配置をしております。

平成30年度から段階的に人数を増員し、本年度、令和3年度は、中学校では、運動部と文化部を合わせて19市町に74名、高等学校では、21校の運動部に26名を配置しているところです。

部活動指導員を配置しました学校の状況ですけれども、顧問からは、例えば専門的な知識や指導力を有する指導員に任せることで、部員の士気が上がり、技能が向上し、大変助かっている、あるいは、指導員が指導している時間は他の業務に当たることができ、負担軽減につながったといった声を聞いております。

生徒からは、一人ひとりのレベルに応じた指導方法で教わることができる

ので、とても分かりやすく、技能も向上した、あるいは部活の雰囲気有一段とよくなったなど、充実した活動ができているということを聞いております。

こうした部活動指導員の配置は、申しあげましたように、生徒にとって、専門的な指導により技能の向上や有意義な活動につながり、さらには、顧問の業務負担の軽減となりますことから、今後も部活動指導員の配置を拡充できるように取り組んでいきたいと考えております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 木平教育長、ありがとうございます。

教員の負担軽減を図るとともに、生徒が望む指導を受けることが一番だと考えております。令和4年度の取組の充実を、特にこの部活動指導員においてはお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、今後の部活動改革の方向性についてお聞きいたします。

県教育委員会では、令和2年10月に、部活動のあり方検討委員会を設置し、子どもたちのスポーツ、文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減も踏まえ、学校における持続可能な部活動の在り方を検討するとしております。

これまで、令和2年度に3回、令和3年度に1回、検討委員会が開催されております。

昨年12月に開催されました令和3年度の検討委員会では、意見交換のテーマとして、平日と休日の活動の連携と引継ぎ、教員の負担軽減、地域移行でできる部活動を増やすための受皿の確保、大会に参加する場合の顧問の引率、費用負担の在り方、休日の指導を望む教員といった項目が挙げられておりました。まさに、私が考えていたものとぴったり合います。

検討委員会での議論を踏まえ、今後、特に中学校における部活動改革の方向性がどのようになっていくのか、ここをしっかりとしていかないと、高校にも同じようなことになっていくと思っておりますので、この方向性についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 今後の部活動改革の方向性について御答弁申し上げます。

議員から御紹介がありましたけれども、県教育委員会では、令和2年10月に、有識者や関係団体の代表者によります部活動のあり方検討委員会を設置して、今後の持続可能な部活動の在り方の検討を進めており、一つは、先ほど答弁いたしましたその方向性として、部活動指導員等の外部人材の一層の活用、それから、もう一つは、休日の部活動の段階的な地域移行などということを方向性としてしたところです。

それで、休日の部活動の段階的な地域移行につきましては、本年度から3市町4中学校をモデル校として実践研究を行っております。

先ほど申し上げました、部活動のあり方の検討委員会については、これも議員から紹介がありましたけれども、12月に開催をし、2回目を3月4日に開催する予定であります。

その中で、平日と休日の活動の連携と引継ぎ、それから、緊急時における円滑に対応できる体制づくり、あるいは受皿の確保などの課題について、12月に引き続き意見をいただいて、それを踏まえて、来年度のモデル校での取組に生かしていきたいと考えております。

それから、部活動の改革は、全ての市町で進めていく必要がありますので、本年1月に市町教育委員会の担当者と定期的に意見交換を行う会議を立ち上げまして、モデル校での取組とか、検討委員会での議論も共有したところで

す。

一方で、市町それぞれで状況や課題が異なりますので、一律に進めるということは難しい状況もありますので、地域移行でしたら、各市町の考え方とか課題を確認して進めていきたいと考えております。

それから、今後の部活動改革の方向性として、特に中学校に関しては、今申し上げた休日の部活動の段階的な地域移行が令和5年度から円滑に進むよう、モデル校での取組を継続いたしますとともに、費用負担の考え方とか、それから公式大会への参加や引率の在り方などについて、国でも検討されて

おりますので、その状況も注視しながら取り組んでまいります。

あと、日常の部活動につきましては、専門性を有する部活動指導員の拡充を進めるとともに、経験豊富な顧問教員の指導例、あるいは他府県の取組状況も把握して共有するなど、部活動ガイドラインに基づきまして、生徒への効果的な指導と教員の負担軽減が図られますよう取り組んでいきます。

それから、少子化の中で、学校によりましては従来の種目がなくなる部活動というのも出てきておりますことから、市町教育委員会との定期的な意見交換の場も活用して、例えば複数の中学校による合同部活動の活用などについても議論していきたいと考えております。

今後、こうした取組を通じて、生徒にとって望ましい部活動が持続されていくよう市町教育委員会と引き続き連携するとともに、検討委員会での議論を進めてまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） どうもありがとうございました。

やはり市町とのやっぱり連携というのが一番だなと思います。本当に部活動指導員ということにおいても、やはり三重県が示す部活動ガイドラインというのをしっかりされ、制度設計なき部活動というのは長続きしないと私も考えています。

時代が変わる中、いろんなそれぞれの思いがございますけれども、また、毎年毎年、子どもたちが部活動に本当に専念できるよう、また教育長、よろしくお願いいたします。

部活動指導員をどう配置していくのか、休日の部活動の地域移行をどのようにしていくのか、その中で教員の兼職兼業による指導をどうしていくのか、さらには、保護者の金銭的な負担をどうしていくのかなど、試行錯誤を繰り返す中で制度設計の道筋をつけていただき、部活動が、先ほども言いましたように、最高の姿となりますことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

近年の少子化に伴う生徒数の減少により、高等学校の活力は徐々に失われ

ているのではないかと心配しています。

一見知事は、子どもは三重の宝、三重の未来は子どもたちにかかっているとおっしゃっておられます。公教育を担うのは県立高校だけではなく、私学も同様に三重の教育を担う大事な存在であります。

そこで、三重県では、三重県公立高等学校協議会、通称公私協を設置し、さらに部会も設けて、募集定員の在り方など、それぞれの関係者が丁寧に検討、協議を重ねていただいていると承知しております。公立高等学校が切磋琢磨しながら子どもたちの進路の選択肢を確保し、教育環境を充実させていくことが必要であると考えております。

そのような観点から、次に、私立高校の生徒に対する就学支援金制度についてお尋ねいたします。

私立高校の授業に関しては、就学支援金の上限額が大幅に引き上げられ、令和2年度から、年収約590万円以上、910万円未満世帯については、県立、私立の区分がなく、引き続き、年額11万8800円が支援されています。

こうしたことから、県立高校に通う生徒は無償となりますが、私立高校に通う生徒は依然として負担が生じることから、格差が出ているという状況です。

令和2年度の県内全日制私立高校への入学数を見ると、約3.1%増となっており、これは上限額の引上げによる経済的負担の軽減が要因として考えられます。

さらに、上限額を超える世帯に対する独自の授業料軽減制度があり、保護者の負担軽減が図られていますが、本県については、こうした補助が実施されておられません。

愛知県の私立高校に進学した、私が野球を指導している地域の子どもの親御さんからその理由を聞くと、その愛知の私立高校の魅力のほかに、授業料も安いということも挙げられておりました。

また、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条第2項にある一文では、無償教育の漸進的な導入により、一般的には利用可能であり、

かつ、全ての者に対して機会が与えられるものとするのとあります。

このように、依然として公私間に授業料負担の格差が存在することや、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが安心して希望する県内の私立高校へ進学できる機会を保障できるよう、今後の就学支援金制度の在り方をどのようにしていくのか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 今後の高等学校等就学支援金制度についてお答えいたします。

全国の私立高等学校の生徒に対する就学支援につきましては、各都道府県において国の補助制度を基本に、独自の支援を工夫しながら取り組んでいるところです。

本県では、高等学校等就学支援金と併せ、独自の支援として、私立高等学校等入学金補助金や、家計急変世帯を対象とした私立高等学校等授業料減免補助金等の制度を設けまして、子どもたちが家庭の経済的な状況にかかわらず安心して学ぶことができますよう、保護者等の経済的負担の軽減に努めているところでございます。

こうした中、就学支援金につきましては、議員からも御案内いただきましたが、令和2年度から、年収約590万円未満世帯に対する支給上限額が39万6000円まで引き上げられ、制度改正前と比べて、令和2年度、3年度においては、私立高等学校への入学者の増加が見られました。こうした支給上限額の引上げによる効果につきましては、今後も注視していく必要があると考えております。

本県といたしましては、家庭の経済状況にかかわらず子どもたちの進路選択の幅が広がり、希望する私立高等学校へ進学できる機会を保障していくという観点から、国に対してしっかりと制度の拡充を要望するなど、引き続き、就学支援金制度の充実について取り組んでまいります。

また、今後とも、私立高等学校等振興補助金等による学校への支援を行うなど、生徒一人ひとりに対する教育が充実されるよう取り組んでまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 岡村部長、ありがとうございます。

引き続き、高等学校就学支援金制度の充実に向け、国への要望や私立高等学校等振興補助金の予算の確保に努めていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

1979年1月12日から、名前が変わりましたが、経済産業大臣指定の伝統的工芸品に指定されている四日市萬古焼に関して伺います。

コロナ危機がもたらした国際情勢、産業、企業、社会、個人への影響は、当然のごとく萬古陶磁器産業に及んでも、特に大打撃となっておることは、その要因としては、原油価格の高騰、これも今のロシアとウクライナの情勢によっては、また非常に難しい問題になってきますけれども、焼成炉における主要燃料はLPGと、焼成炉というのは窯でございますけれども、LPGの急激な高騰により、製品化するものの限度を超えてきたとのことです。

また、新型コロナウイルス感染症危機の影響で、土鍋輸入原料の供給元でありますアフリカ・ジンバブエ産のペタライト鉱石原料の超高騰化により、製造するものの製品価格に転嫁するのが、だんだん状況としては難しくなってきました。非常に陶磁器産業は厳しい状況に現在陥ってまいりました。

四日市萬古焼産地の命綱とも言えるペタライト鉱石の原料に代わる代替品の研究を早期に三重県工業研究所窯業研究室でお願いすることと、現在も研究を重ねられておりますけれどもコーディエライトの素材の研究開発等も併せ、現在の焼成炉の窯では、通常1200度までの温度は大丈夫なんですけれども、コーディエライトの素材を使うと1300度以上の温度が必要だと。こうなると、設備投資も必要になってきて、300年の歴史があった四日市萬古焼の産業が、次の400年の世代に向けてどう対応していくかということに対して、思いをしっかりとつなげていかないといけないということもあり、コーディエライトのほかにも、ペタライトのちょっと素材の悪い原料と土を混ぜて調整をする研究はそれで進めておるものの、この四日市萬古焼は

火に土鍋をかけても、空だきしても割れないひびが入らない、ペタライトはそういう原材料でございます。そのほかに、燃料、原料の高騰に対して陶磁器産業において、何とか県と国に支援をお願いしたいということの意見もいただきました。

そこで、こうした国際情勢の変化による原料等の高騰に対する代替品研究を含めた支援について、県の考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 四日市萬古焼への代替品研究を含めた支援についてお答え申し上げます。

四日市萬古焼につきましては、主力製品が耐熱陶器でございまして、中でも、土鍋につきましては国内生産量1位、シェア80%を占めるなど、県が誇る伝統産業の一つとなっております。

1959年にペタライト鉱石を主原料といたしました土鍋を開発して以降、ペタライト鉱石はアフリカのジンバブエから輸入してございます。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、ペタライト鉱石の採掘の遅延だとか、港までの運送の停止などといったことが起きてございまして、今後、こうした状況が長期化することで、ペタライト鉱石の在庫の枯渇といったものが懸念されていることは、県としても承知しておるところでございます。

そのため、県といたしましては、工業研究所に設置されておりますみえ産学官技術連携研究会におきまして、陶磁器業界と一緒に、代替原料の研究だとか、ペタライト鉱石の使用量削減に関する研究に取り組んでおるところでございます。

これまでの研究によりまして、例えば耐熱陶土に40%程度配合しているペタライト鉱石を、熱に強く割れにくいという機能を維持しながら、配合量の25%までの削減を可能とするなどの成果が出ているところもございます。

引き続き、陶磁器業界と連携を図りまして、ペタライト鉱石の使用量削減

に関する研究などを推進してまいります早期の商品化を目指すとともに、県のセーフティーネット資金など、経済的支援も含めた総合的な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、国に対しましても、原料の価格高騰に対応する助成制度の創設など、陶磁器産地に対する支援について引き続き要望を行ってまいりたいと考えてございます。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 部長、どうもありがとうございました。

ほかにも、三重県の四日市萬古焼を含む国指定の五つの伝統的工芸品、こちらでございます。（パネルを示す）これが、上から、四日市萬古焼がありまして、伊賀焼、この間、木津議員の伊賀の地で、焼酎カップとビアカップを作らせていただきまして、ありがとうございます。

また、それ以外にも（パンフレットを示す）三重県指定伝統工芸品33品目、これがございます。この三重県産品を世界に向けて輸出販売支援を県にお願いしたいとも伝えられました。

ここで、ちょっとがらりと話が変わりますけれども、食品の件も、県、国にしっかり伝えてもらいたいということもありましたので、こちらのほうに移らせていただきます。

この件で、今までの伝統的工芸品の五つの中で四日市萬古焼、伊賀焼とございますけれども、ちょっと質問が飛びましたので戻りまして、窯業研究室でどのように今後研究していくか、そのことに関してと、今後どのように県として行っていくかということに対して、一つ答弁いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 工業研究所の研究につきましては、先ほど述べましたとおり、陶磁器業界と一緒に、これまでも研究してきてございますので、今後、先ほど御紹介がありましたとおり、代替品の研究とか、まだなかなか成果が目に見える形になっていない部分もございますので、そういった

ことを含めましてしっかりと協働して、連携して、引き続きやってまいりたいと思っております。

県としましても、そこに注力しながら、しっかりとやってまいります。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） ありがとうございます。突然振りまして、すみませんでした。

先ほどにちょっと戻ります。

土鍋の四日市萬古焼という形で話をしましたけれども、食品に関しての質問で、日本の人口の減少が歯止めが利かないというのがもうお分かりでございます。世界全体の人口は、2021年で約78億7500万人、2030年には約85億人と予測され、世界の人口は日本と違って増え続けております。この先、日本の経済が縮小する中、海外進出をすることで販路拡大が急務とされています。

三重県は2019年、スペインの北部のバスク地方と食品の産業連携協定MOUを結んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大によって海外渡航が制限される中でも、ジェットロと共同でオンライン商談を行い、県内企業10社以上で50品目程度を成約されました。

これらの商品は、バスク地方で美食のまちとして名高いサンセバスチャンの日本食レストランやスペイン料理店などで使われており、輸出拡大につながっております。

11月定例会会議の喜田議員への答弁では、今年度、これまでの個社支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による商談の機会の減少や輸送コンテナ運賃の高騰による経営圧迫、さらには、現地シェフから食材を効果的に活用するためのマリアージュなどの求めに対し、県内の複数の産品を一括して商談、輸送する面的支援に取り組んでいるとのことでした。

これまでの個社支援と併せ、車の両輪として輸出拡大に取り組んでいくとのことでしたが、先ほど言及させていただいた伝統工芸品、四日市萬古焼も含め、それぞれの成果について伺わせていただきます。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 県産品の海外輸出に対する支援についてお答え申し上げます。

県産品の輸出拡大につきましては、議員から御紹介がありましたとおり、商談会の開催だとか貿易実務支援等の個社支援の実施、それに加えまして、面的支援といったことに取り組んでまいりました。

これまでの成果といたしましては、例えば個社支援につきましては、令和3年10月に、イギリスのロンドンにおきまして三重県フェアを開催しまして、日本酒や調味料など10社22品目を出品いたしました。

また、令和4年2月に開催いたしましたオンライン商談会におきましては、海外に商流を持つバイヤー10社を招聘いたしまして、県内27社に対しまして57件の商談機会を創出いたしました。

面的支援につきましては、県内地域商社と連携いたしまして、ASEAN、北米、EU等に対しまして加工食品や日本酒など県内18社、54品目の成約を得たところとなっております。

課題といたしまして、例えば語学力、商談力の強化が急務になっているといったこと、あと、海外バイヤーからは、日本酒や調味料との、まさしくマリアージュについての御要望だとか、他の事業者にはない独自性といったことが求められておるところでございます。

このため、貿易アドバイザーによるサポートの強化だとか、地域商社と県内事業者とのマッチングの機会の増大などに取り組むとともに、例えば伝統工芸品につきましては、土鍋と食材をセットにしたような、そういった商品の開発などを工夫いたしまして、食材と組み合わせることによりまして、海外消費者に対する商品訴求力の強化といったものに、できればチャレンジしていきたいと考えております。

また、近年、北米やEUをはじめまして、HACCP等の施設認定を輸入の要件としている国、地域等が増えているということもございますので、国の補助金を活用しながら、HACCP等の基準を満たすための施設整備も併せて支援していきたいと考えてございます。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 部長からしっかり答弁いただき、ありがとうございます。
た。

最後に、一見知事に、三重県として県産品の輸出について、そして海外戦略において、今後の展開についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） スポーツ教育にかける山崎議員の熱い思いを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

山崎議員が御指摘のように、三重県には、国内だけではなくて、海外の人にも利用してもらいたい多くの産品があります。県産品の販売ルートの拡大は、観光の振興と並んで重要な課題であります。

私、10年ほど前、関西国際空港株式会社に勤務しておりましたときに、2012年の7月だったと記憶しておりますが、神戸牛の香港への輸出を開始したことを覚えています。関西からの海外への輸出は初めてだったと思います。

議員が御指摘のように、世界人口は増えております。特にアジアは、国々、経済力が上昇していますし、また、消費者の所得も向上しています。世界的に日本食のブームもありますので、そうした中で、コロナ禍の中でも購入していただける三重県の水産物、農産品や木材、さらには伝統工芸品、これは関西国際空港株式会社勤務のときに、南部鉄器が随分売れたというのも記憶しています。そういった形で、三重県のものをどんどん売り込んでいく必要があると思っています。

また、新型コロナウイルス感染症が落ち着きましたら、台湾でやっておりました物産展も再開して、私も行きたいと思っておりますので、ぜひまた、議員、御協力をよろしくお願い申し上げます。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） 一見知事、ありがとうございます。

もう三重県は、私が質問している数年前は、中小企業・小規模企業が県内

98%と聞きました。しかし、今現状は99%になったということでお聞きしました。もう何とか海外進出によって、県のほうが一企業化して輸出の御支援に御尽力を賜ることをお願いしまして、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。
午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。36番 奥野英介議員。

〔36番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○36番（奥野英介） 草莽会派、伊勢市選挙区選出の奥野でございます。

12月の代表質問に続いて、2か月、3か月の間に質問というのは非常に厳しく、材料に乏しく、復活の質問もでございます。だけど、制度が少し変わっているんで、改めて質問したいと思います。

それじゃ、最初に、地方分散型社会の推進ということで、この参考資料というのは非常になくなって、テーマを決めてから探しに行ったらどこにもなかって、いよいよインターネットで（実物を示す）これを探しました。そういうことで、ここのを抜粋しながらやっていきたいなと思います。

少し小難しい、面倒くさい質問ですけど、答弁者側のほうもよろしくお願ひしたいと思います。2、3、4はいつもの質問ですので端的に、簡単に答

えていただけるものやと思っております。

それでは、始めさせていただきます。

日本の国土は広いとは言えません。しかし、これほど多彩な国土はまれです。200年、300年も前から続いている集落は日本のあちらこちらにあり、500年以上続いている集落もまれではありません。

そのような地域が存亡の危機に立たされています。100年後には日本の人口は3分の1、2050年には、今人々が暮らしている地域の2割が無人になるそうです。

地方に住む若者たちが、職を求めて東京に集まっています。東京が好きだから集まっているのではなく、地方で働く場所が見つからないからです。

地方創生を始めましたが、地方創生は単なる地方活性化ではなく、新たな地方の再編成計画で、再編成を通じて地方の生き残りを進められなければならないと思いますとあります。

東京一極集中の是正が叫ばれて久しく、特に安倍政権以降、地方分散型社会の実現に向けて地方の取組が進められてきました。確かにインバウンド、外国人旅行者の需要は大きく拡大し、農林水産物や海外輸出額も順調に伸びてきています。

三重県でも、外国人の宿泊者数が約40万人、これは令和元年度です、延べ宿泊者数が約860万人となるなど、多くの方が訪れる観光地となっています。

しかしながら、地方への移住・定着や地方のつながりについては、どれほどの効果が上げられてきたのか。三重県でも、東京のええとこやんか三重移住相談センターでの取組を中心に、移住の促進に取り組んできていますが、平成27年度から令和2年度までの6年間、三重県内の移住者数は累計で1919人にとどまっています。

こうした折に、新型コロナウイルス感染症の猛威に世界中が見舞われ、日本でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅勤務やテレワークが一気に進み、時間や場所にとらわれない自由で柔軟な働き方が推進されることになり、結果的に、転出増により、東京都の人口が26年ぶりに通年で減

少に転じたところであり、よいチャンスが巡ってきています。

岸田政権もデジタル田園都市国家構想の実現を掲げ、産官学の連携の下でデジタル実装を通じて地方が抱える問題を解決し、誰一人残されずに全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現や地域の個性を生かした地方活性化を目指すとしています。三重県も特色ある地域活性化の取組を推進、展開していくことが必要であるかと思われます。

地域の活性化や地方分散型社会の実現に向けて私見を述べさせていただくと、地域の住民が中心となって、自助と共助で生活や暮らしができるようにしていくことが持続可能なコミュニティの構築につながるのであって、公助の役割をやみくもに拡大したとしても、地方分散型社会を実現することはできないと考えています。

特に、人口減少と高齢化が進展していく中では、現在の姿の延長線上で三重県内の全ての地域を維持していこうとすると、公助の役割をさらに拡大していくことにつながり、余裕のない国や県の財政状況に鑑みれば、持続可能ではないと思います。

そのため、基本的な行政サービスを水平的に展開していくためには、費用対効果の観点から、都市や地域をコンパクト化する必要があり、さらに、行く行くは令和の大合併という選択肢も念頭に置きながら、様々な施策を展開していく必要があるのではないかと思います。

そこでお伺いします。

令和4年度から新たに人口減少対策課を設置し、人口減少対策のさらなる強化を図っていく方針を示していますが、地方分散型の社会実現を念頭に置いているのか、具体的にどのような考え方で、どのような取組を進めていくのか、お尋ねします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県では、平成27年度に三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくりまして、人口減少対策に取り組んできたんですけども、これまでの取組で十分な成果につながったかということ、なかなか難しいとこ

ろがあると思っています。

平成27年度の国勢調査から令和2年度の国勢調査までの間に、人口は、残念ながら2.5%も減少しています。これはほかの県でもそうなので、三重県だけというわけではないんですけども、自然減もありまして、人口増加に転じるということは、これは難しいんですけども、三重県を選ばれる地域にしていって、少しでも人口の減少幅を少なくすることが大事やと思っています。

そのために、令和4年度から、この4月からですが、人口減少対策課を新たに設置いたしまして、人口減少の背景とか状況を把握・分析しまして、より効果的な取組を総合的に推進していきたいと考えているところでございます。

議員から御指摘の人口減少の課題としては、過疎化とか高齢化、これに加えまして、集落の機能低下というのもございます。

具体的には、公共インフラをはじめとします社会資本の整備、例えば上下水道ですとか道路など、そういったものがやはり財政的な分野から見て困難となってきたり、非効率になるということが十分ございます。これは、奥野議員の御指摘のとおりでございます。

そのために地域のコンパクト化を進めること、これは三重県だけではなくて、日本全体の大きな課題でございます。既にそれに取り組んでおられる市町もございます。例えば富山市でありますとか、あるいは青森市ですね。成功したか失敗したか、いろいろ評価はありますけれども、果敢に挑戦されておられる市がでございます。

ただ、このとき考えないといけないのは、住み慣れた地域に住み続けたいという方の気持ちも大事にしながらかやっつかないかやっつかないかということでありまして、大変難しい問題ではありますけれども、地域の活力を維持していくために御指摘の論点を考えていかないとと思っています。

今回のお示しさせていただきました強じんな美し国ビジョンみえの概要案におきまして、コンパクト化の視点も含め、人口減少下における地域社会の

在り方について、市町と連携しながら検討していく必要があると記載させていただいているところでございます。

先ほど挙げました市町の先進的な事例も分析しつつ、具体策についてこれから検討していきたいと思えます。恐らくそのときにキーワードになってくるのは、公共交通をどうするかだとか、あるいは、居住を推進するためにどういった都市政策を取っていくのか、それから、移住、住まいを変えていただくために住宅政策をどうしていくのか、そういったことを考えていく必要があるだろうと考えているところでございます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） ありがとうございます。

平成15年に平成の大合併がありました。そのときに、これからどういうまちになっていくのか、我々のまちはどうなっていくのか、相当そのときにも血を流し、大変な合併でした。

だけど、今、私の住んでいる小俣町は伊勢市と合併し、その中でも人口の増えておるところと増えていないところ、伊勢市自体も全体的には減っております。だけど、これは時代の流れで、人口減少は仕方がないことだと思います。

だけど、これから、特に三重県南部のほうは人口が増える材料というのが非常に少ない。これからどういうふうにもその地域を、今、知事がおっしゃったように、やっぱり住んでいるまちから離れるというのは嫌ですから、そういうのをどんなふうにもこれから考えていくのか。

私はもう生きておっても、10年も生きませんからどうということはないんですけど、やはり次世代の方々にどんなふうにも我々がこのまちづくりをしてあげたのか、それは我々の本当に大きな責任ではないかと思えます。

もう10年も命のない者がたがた言うなと思われましても、やはり子どもや孫のために少しでも力を尽くしていくのが我々の役割じゃないかと思えます。

ただ、公助の役割をやみくもにやたらに減らすべきというつもりは毛頭あ

りません。むしろ人口減少と高齢化、余裕のない財政運営が続いていくことを考慮すれば、公助の果たす役割はますます重要になってくるわけであり、そういう中で、県は広域自治体としてやるべきことに集中すべきであると思います。

私は地域の維持に最も大事なことは産業、雇用があること、すなわち、食べていけることであり、その根幹は、農業や水産業などの第1次産業であると考えます。

貿易の自由化が進む中で、農業人口は減少の一途をたどり、日本の食料自給率を見ても今38%に届かず、日本における食料危機が着実に進んでいます。

こうした状況の中で、都市や地域がコンパクト化していくことで様々な地域で土地が余ってきたり、管理が行き届かない土地が多くなったりする可能性があり、農業のさらなる衰退がとどまらず、県土の荒廃につながっていくおそれもあります。

そうした荒廃地を含めて土地を適切に管理し、有効に活用するためにも、特に農業を振興し、持続可能な産業として維持していくことが公助の役割として求められるのではないかと。

そのためにも、農業生産者自らがもうかる農業、持続可能な農業の実現に向け、デジタル化を含めた技術革新に取り組むなど様々な工夫を行うことにより、生産物の質の向上や生産量の向上、販路拡大などに取り組む必要があることは論をまたないですが、広域自治体である県が農業というものを生計を立てられる事業として継続し、農業生産者の生活を支えることができるよう、セーフティーネットとなるような仕組みを構築することはできないかと。

例えば戦後続いた食糧管理制度、これを言うともう昭和25年の話ですので、ここにおる中で数人しか食糧管理制度ができたときに生まれた人はいませんが、私は一番上ですから、当然生まれております。

要するに、食糧管理制度というのは、ちょっとここで言いますけど、仮にお米が1万円だとしたら、お百姓さんのお金を、1万円でお米を買って、それで、国民、住民には1万円以下でお米を配給するという制度です。そうい

う制度でそういうことができないか。

今は時代が違いますから、それは簡単にはできませんけど、農業の振興、発展のためにはそういうことも知恵を絞っていく必要があるのかなと常々考えております。

地産地消の観点から、農産物の価格が著しく低下したときの農業生産者の事業継続が困難になった場合など特定の場合に限定して、県が県内生産者から農産物をできるだけ高い価格で買い取り、県民に対してできるだけ安い価格で売り渡すといった仕組みを構築することは考えられないだろうか。

これはあくまでも一例、選択肢の一つであって、実現するには多くの課題があると思いますが、過去の知見や新しいアイデアなどを柔軟に取り入れながら、施策を検討していくことが重要であると思います。

そこで伺います。

人口減少、高齢化が進んでいる中で、農業をどのような持続可能なものとして考えていくか、御所見を伺いたいと思います。

先日の新聞で、三十三総研地方創生セミナーがちょっと新聞に載っておりました。伊藤公昭氏が講演して、休耕田や耕作放棄地が増えているが、国土の荒廃を防ぐには担い手を増やすことしかない、皆さんのアイデア、エネルギーをこの地域で生かしてくれたらうれしいという講演があったそうです。御所見を伺います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 農業を持続可能なものにするための県の取組についてお答えします。

まず、農業は、県民に安全で安心な食料を安定的に供給する役割を担うとともに、農地を農地として有することによる県土保全や集落機能の維持といった多面的機能を有しており、本県の持続的な発展を支える基盤の役割を果たしています。

しかしながら、本県における農業従事者は、人口減少や高齢化の進行に伴い、65歳以上の割合が約8割と極めて高く、10年後には従事者数が半減する

と見込まれています。

本県農業を持続可能なものにするためには、多様な担い手を確保・育成することが喫緊の課題となっています。このため、農業者の収入の確保と従事者が働きやすい労働環境の整備が必要不可欠と考えています。

収入の確保や労働環境の整備に向けた具体的な取組としましては、スマート技術の推進による飛躍的な省力化や効率化、新規就農者の定着支援や安定して働くことができる経営体の経営発展と魅力ある労働環境づくりなどに取り組めます。

また、農畜産物の価格低下に備える収入保険の活用促進など、セーフティーネットの充実、収益力向上のためのサプライチェーン構築に向けた支援や地産地消県民運動による県産農畜産物の消費拡大などにも取り組むこととしています。

先ほど一つの例として、県が農畜産物を買収するという御提案をいただきましたが、県としましては、多様な形態がある農業者に対し、画一的な施策を進めるのではなく、農業者や地域自らが創意工夫し、懸命に努力する取組を積極的に支援していきたいと考えています。

具体的には、普及指導員が中心となって、農業者、市町、JAなどと地域の農業をどのように持続可能なものとしていくかなどを話し合う場の設定やその場での助言などに加え、意欲的な農業者の生産性向上や新たな販路拡大に向けた取組に対し、的確な情報提供や助言を行うなど、持続可能な農業の実現に向けて着実に取り組んでまいります。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） ありがとうございます。

いつもの答弁で、目新しい答弁はなかったんですけど、やはり食料自給、今ウクライナで戦争をやっていますけど、やはり食料って物すごく大事やと思うんですよ。アメリカの食料自給率は120%を超えているし、ヨーロッパの国々、ドイツ、フランスあたりも100%か九十何%というような形になっている。日本は今38%、この38%が、何年か先には30%ぐらいになるのでは

ないかということも言われております。

やはり今、種をまいて自分の国民の食料ぐらいは、60%ぐらいの食料自給率を持っていかないと駄目だと思う。これは農林水産部長じゃなくて、やはり県全体として、国全体としてこの食料自給を考えていく必要がある。

また、今種をまいておかないと、いざというときにはどうにもならんような状況になりますので、その辺も知事、頭のどこかに入れて行政を進めていただきたいなど、そんなふうに思います。

以上で、次の項に移ります。

国民健康保険制度の改革状況についてで、この国民健康保険はちょこちょこ、数年間に1回ぐらい聞いております。制度が変わりましたので、改めて今の状況をお尋ねしたいと思います。

平成30年度から進められてきた国民健康保険制度改革について、本県の状況はどのようになっているかをお尋ねします。

平成30年4月から、県が市町とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たす制度改革が行われました。これまでのところ、県内各市町からの納付金の納入及び各市町に対する保険給付費等交付金の交付に大きな問題はなく、国民健康保険の事業は順調に行われていると医療保健子ども福祉病院常任委員会等で報告されております。

三重県と県内各市町が一体となって国民健康保険財政を安定的に運営するため、共通認識の下で国民健康保険制度を運営するとともに、国民健康保険事業を効率的、効果的に運営できるよう国民健康保険法に基づき策定し、その対象期間が平成30年4月1日から令和6年3月31日の6年間となっております。

運営方針に基づき、県全体で進める取組については、三重県国民健康保険運営協議会と三重県市町国保広域化連携会議において進捗状況等を確認しながら進めるものとしています。

対象期間の最終年度である令和5年度に検証を行い、検証結果に基づき、新たな運営方針の策定につなげるものとしています。

また、毎年、運営方針に基づく取組状況等の確認を行い、必要とあらば対象期間の途中であっても運営方針の見直しを行うものとし、適切な運営がなされているかを確認し、見直しを検討するとあります。

平成30年度、これらの国民健康保険制度が県民にとって安心できる体制、すなわち保険者の主体が県となり、市町と連携して、将来的に県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば保険料も同じであることを目指しております。こここのところが一番大事なんです。

そこで、三重県国民健康保険運営方針に基づき、県全体で進める取組について、その進捗状況についてお尋ねします。

国民健康保険財政における赤字の削減、解消に関しては、厚生労働省の調べによると、現在、全国で260市町村、三重県では3市町が赤字削減、解消していくとしていますが、法定外繰入れ、この法定外繰入れというのは、一般会計からの繰入れでございます、を解消していくためには、国民健康保険料を上げざるを得ない市町も多く、短期間での達成は困難であると思いますが、県では国民健康保険運営方針において、5年以内に赤字解消を図っていますが、現状はどうか、また達成は可能なのか、また、そのためにどのように取り組んでいくのか。

2番目です。国民健康保険制度改革の大きな柱の一つが、保険料、保険税の水準の統一ではありますが、本県の状況はどうなっているのか。県では、県内のどの地域に住んでいても所得水準、世帯構成が同じであれば国民健康保険料も同じであることを目指すものとし、将来的な統一に向けた段階的に進めるとしていますが、平成30年度からの4年間はどこまで進んでいるのか。現在の進捗状況と目標達成の見直しはどうなっているのか。

三つ目です。国が、昨年6月に国民健康法を改正し、国民健康保険制度改革の取組をさらに強化していく方針を打ち出している。特に、法定外繰入れ等の解消や保険料水準の統一の議論を進めていくことが重要との認識の下で、令和6年4月からの次期運営方針に記されていますが、県として次期運営方針の策定に当たり、どのように対応していくのかをお尋ねします。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 国民健康保険制度の改革について、大きく3点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、市町における法定外繰入れの解消の現状と県の取組ということでございます。

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を国民健康保険料や国庫負担金で賄うことにより、収支が均衡していることが重要でございます。

このため、三重県国民健康保険運営方針におきましては、収入不足に伴う決算補填等を目的とした一般会計からの繰入金等により、国民健康保険事業特別会計に削減、解消すべき赤字が発生した市町は、目標年次や削減、解消に向けた取組等を定めた計画を策定し、赤字の削減・解消に取り組むこととしております。

本県では、先ほど議員からも3町という御指摘ございましたが、平成30年度から、3町がこの赤字削減・解消計画を策定しておりまして、そのうち1町は令和元年度に解消しております。

ただ、新たに1町が令和元年度からの計画を策定しておるということで、したがって、現在3町が、計画に基づいた収納率の向上や医療費適正化等の取組と併せて、保険料率の段階的な引上げを行うことにより、赤字解消に向けて取り組んでいるところでございます。

そのうちの2町は、計画どおり5年間で解消する見込みでございますが、1町につきましては、このコロナ禍による被保険者の負担増への配慮から、目標年次を1年延長し、6年間としたところでございます。

県といたしましては、国や県からの交付金算定の際に、収納率向上への取組や特定健診の受診率向上等の医療費適正化への取組の実施状況を交付金に反映するといったインセンティブにより、市町の取組を後押しするような財政支援を行っているところでございます。

また、市町の保健事業を推進するため、県内市町における医療費の傾向や

市町間の地域差などの医療費分析を行いまして、各市町の実態に即した健康課題を抽出し、特に特定健診や特定保健指導といった市町が重点的に取り組むべき保健事業に関して、県が雇用している保険事業推進支援員が市町を訪問させていただいて助言を行うなど、全国的に見てもまれな取組を行うなど、きめ細かな支援を実施しているところでございます。

こうした支援を通じて、赤字解消に向けた取組を促進してまいりたいと考えてございます。

次に、国民健康保険料水準の統一に向けた取組の進捗状況でございます。

国民健康保険の都道府県化は、財政運営の安定化のみならず、国民健康保険料負担の平準化に資するものでございまして、県内被保険者の負担の公平性の観点から、将来的な保険料水準の統一を目指すこととしてございます。

保険料収入の統一に向けては、現在、市町間で医療費水準に格差があることから、市町が県に納付する国民健康保険事業費納付金に医療費水準をどの程度反映させていくのかといった課題がございます。

具体的には、医療費水準が高い市町の納付金は高く、医療費水準が低い市町の納付金は低くなり、結果として、居住する市町によって被保険者の保険料負担に差が生じるということでございます。

本県では、県内29市町で医療費を負担し合うことを市町と確認した上で、納付金に医療費水準を段階的に反映しないこととしておりまして、目標でございます令和5年度の達成に向けて、これまで着実に取り組んできたところでございます。

このほか、保険料の算定方式や減免基準、出産育児一時金や葬祭費など、各市町が個別に政策的に取り組んでいる施策の統一でございますとか、各種事務処理の広域化・平準化など多岐にわたる課題もございまして、引き続き、市町とともに検討していく必要があると考えてございます。

そこで、次期運営方針の策定に向けた対応でございますが、財政運営の都道府県単位化のさらなる取組を推進するため、昨年6月に国民健康保険法が改正され、令和6年4月から、国民健康保険運営方針に保険料の水準の平準

化に関する事項を定めるとともに、市町村の国民健康保険特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるとされたところでございます。

また、国からは、将来的な保険料水準の統一に向けまして、市町との議論を進め、次期運営方針の改定を待つことなく、課題の解決に向けた取組を行うよう求められておるところでございます。

こうしたことから、次期運営方針の策定に向けましては、これは令和6年になりますが、まずは、来年度から保険料の算定方式を含めた統一の定義の検討やその前提条件等の考え方や課題の整理を行った上で、市町や関係団体と丁寧な議論を進め、課題解決に向けた方策を検討していくことで、次期運営方針の実効性を高めていきたいと考えてございます。

今後も、国民健康保険制度を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくため、引き続き市町とともに、保険料水準の統一化に向けた議論や赤字削減・解消計画を着実に進めていくほか、医療費水準の市町間格差の平準化に向けた医療費適正化等の取組を支援してまいりたいと考えてございます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） ありがとうございます。

質問する側も悪いんですけど、答弁する側もちょっと行き届いていないというのか、質問する内容も悪いんですよ、これ。難しいんですよ、実際に言うて。こんなの、今部長が答弁していただいているけど、多分テレビを見ている人もほとんど訳が分からんと、あんなくだらん質問すんなって多分見ていると思うんですよ。

だけど、要するに一番大事なことは、目的が、平成30年から県が主たる保険者となり、市町と協力しながらやっていくというのは本来の姿ですので、やはり分かるのは、どこへ住んでいても、どこにおっても、三重県に住んでおれば同じような保険料を納めて同じようなサービスを受けるというのが本来の姿ですから、そこをね、部長もって、一応テレビに映っているんですから、分かりやすくね、そのために、質問しているんですから。もう

今日は時間がそんなにありませんので、来年も質問する可能性もありますので、またそのときには県民の皆さんに分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。来年おらへんのと違うかな。それじゃ、もう結構です。

それじゃ、地籍調査についてお尋ねします。

地籍調査も数回やっています。前向きな答弁をお願いしたいと思います。新しい知事に替わられましたので、改めて質問させていただきます。

先日、トンガ海底火山噴火により、想定外の津波が日本、アメリカまで影響がありました。東日本大震災の津波の恐ろしさを改めて思い起こされます。災害はないことを祈ります。あることを想定内として、危機管理体制の備えは整えておかねばならないと思います。東日本大震災では、地籍調査の比較的進捗していた地域は復興が進みやすく、そうでない地域が遅れたのが実像のようです。

地籍調査の効果の主たるものを挙げると、公営企業の円滑化、土地権利関係の明確化、災害の復旧、公租公課、税です、公租公課の負担の公平化、土地情報のシステム化。調査は昭和26年から行われており、その開始から70年が経過し、令和2年度末時点における全国の進捗率は52%となっており、都市部、山村部での調査の進捗が遅れており、特にこれらの地帯において早急の調査の実施が必要です。

全国でも多くの市町村で実施されていますが、その一方で、いまだに調査未着手の市町村も全体の7%あり、また、過去に調査を実施していたものの、現在は様々な理由から休止している市町村も13%、全体の約2割の市町村で行われていません。

御存じのように、調査は主に市町村が主体となって、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもので、言わば土地に関する戸籍のことであり、様々な行政場面で活用され、土地についても地籍の情報が行政の様々な場面で活用されています。

先ほど申しました主たる効果の中で、東日本大震災の復旧、復興に向けた土地の確認や区画の復元など、大きな成果が認められました。また、公共事

業の工事短縮などにも効果的であります。

御存じのように、調査に必要な経費の負担は、県が4分の1、市町が4分の1、国が2分の1となっています。県や市町が負担する経費については80%で特別交付税措置の対象となっており、それぞれ5%の負担で地籍調査を実施することが可能となります。

本県の調査の進捗率は、数か月前、中嶋議員の質問にもあったように、全国ワースト2位タイ、前年度末で9.7%、全国平均52%に比べて極めて低い状態となっています。

令和3年5月の所管事項説明において、令和3年の取組や今後の取組について説明されている中で、市町の要望に応じた国の予算が確保されるように働きかける、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進やインフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区を重点的に市町と連携して効果的、効率的に取り組むとあります。

そこでお尋ねします。

予算と執行率などの推移を見ると、県の地籍調査に対する当初予算は、過去5年間でおよそ2億5000万円内外、執行率、措置率は60%から80%で推移しております。100%でないということで全国ワースト2位がうなずけます。進捗率等の資料で毎年0.1%の伸びです。10年で1%、単純計算して、100年かかっても10%の進捗率しかないわけです。

ちょうど1000年かかるとできるのかなというふうな単純計算になると思うんですけど、地籍調査については、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会でも様々な議論がなされると思われませんが、進んでいないのが現状です。市町で進めてくれないのか、財政的なものなのか、人的なものなのか、危機管理意識が薄いのか、県当局の支援体制が不足しているのか、積極的に推進しようという市町もあれば、1%前後の市町や休止している市町もあり、今後どのように推進をしていくのか。

少なくとも、海岸線だけでも、三谷議員が見える木曾岬町は50%ぐらい行っているのかな。ほいで、質問した中嶋議員のところの志摩市も約50%、

だから中嶋議員は質問したのかなと思います。海岸線だけでもピンポイントに進捗する施策を進める必要があるんじゃないか。

知事は、選挙政策の中で、安全・安心な三重の危機管理の充実を挙げています。県と市町が災害の対応、インフラ整備の効果の重要性をいま一度議論すべきだと思います。

そこで、答弁をお願いしたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） なるべく分かりやすい答弁に努めたいと思います。

地籍調査につきましては、土地の所在であったりとか地番、それと所有者や境界等を明らかにして記録するもので、土地の有効活用、インフラ整備の円滑化、公共事業の効率化など、各種行政経済活動に効果があり、とりわけ、東日本大震災の復旧、復興に向けた土地の確認であったりとか、区画の復元などには大きな成果が認められているところでございます。

そういう中、本県におきましては、事業の進捗率は、先ほど議員から御指摘がありましたように、令和2年度末で9.7%程度、全国平均の約52%とはかなり隔たりがあると、これ、トラック競技でいえば周回遅れかなという感じがするんですけど。

そういう中で、地籍調査の実施主体が主に市町ではありますけれども、限られた人員、予算、いかに効率的に調査が実施できるかなということで、その辺り課題認識する中で、県としましては、より市町が取り組みやすい状況や環境をつくり出せるよう、戦術性であったりとか工夫も肝要であると認識しているところでございます。

そのための取組としましては、まず、地区については、南海トラフ地震で大きな被害が想定される沿岸地域など、緊急性が高いと考えられる地区におきましては、重点的に調査を実施していきまして、人口が集中する地区に限ってなんですけれども、直近、どれぐらいの幅で見るとかというのはありますけれども、5年の進捗では全国平均を超えるような達成率にもなっているところ

るではありません。

それで、今も地区の話を申し上げましたけれども、調査推進の手法につきましても、これまで取組に至っていなかった公共事業の用地測量結果を地籍調査結果として活用する国土調査法第19条第5項の申請というのがあるんですけども、県自らが実施し、ノウハウを蓄積することが重要であるかなと考えまして、今年度より実施しているところでございます。

また、南海トラフ地震の被害想定がされる沿岸地域や土砂災害警戒区域の調査のほかにも、今年度から、道路河川事業や大型公共事業と連携した個別に予算措置される国の補助事業があるんですけども、それを活用するなどして調査を始めているところでもあります。

さらに、国土調査法第10条第2項というのがあるんですけども、工程管理であったりとか検査を民間に委託する制度というのがありまして、これも市町に働きかける中で新たに導入していただいた市もあって、引き続き取り組んでいきたいと思えます。

それで、今いろいろ申し上げましたけれども、個別に市町も訪問させていただいておるところでもあるんですけども、今までやっていなかったところの市町がやっていただいたというようなどころもあります。

今後も、市町とは、地籍調査の重要性であったりとか、災害時の危機感を共有する中で、限られた資源の中ではありますけれども、人員、予算等において、工夫して積極的に、着実に地籍調査の進捗が図られるよう取り組んでいきたいと思えます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） 今は地域連携部が主体でやっています。いろんな県を見ると、政策部のようなところとか農林水産部のほうがやっていると、それはどこがやろうとやっぱり進めばそれでいいんですけど、今、地域連携部のほうで懸命にやっただいていますんですけども。

昔ですと、地籍調査というのは結構人的な部分で人件費がかかってしたんですけど、私もあまり知らないんですけど、今の状況はかなり技術的にもデ

デジタル化の中で随分利用されているということですので、前も中嶋議員もそういう指摘をされたかと思うんですけど、その辺もこれから取り入れていかないと、先ほど言った農業をやっていくのにやはり地籍がきちっとない、やるにもやれないということになってきます。

そういう意味合いからも、やはり地域の活性化やこれからの農業とか、いろんなことでは、地籍調査というのが重要なポイントになってこようかと思えますので、そこら辺も十分に考えて進めていただけたらなと思えます。

最近、津市のほうが随分と力を入れてみえるようです。多分津市も、私の想像ですけど、やっぱり海岸線が多いので、そういうことも考えられて進めているのかなと思えます。

和歌山県も、地域連携部の資料をいただくと、随分進捗率、それはもう親分みたいな国会議員がおりますので、道路をするにはそれぐらいの地籍調査ぐらいやらんと道路をつけたらんぞというような、そういう感じで和歌山県は進んでいるのかなと思えますが、その辺をちょっと知っておれば、津市と和歌山県の件、御答弁をお願いします。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（山口武美）** 和歌山県がかなりこの短い期間の中で進んでいるという事実は承知しています。その手法等については、詳細はまだ把握していないんですけども、そのような研究もしながらやっていきたいと思えます。

〔「津市は」と呼ぶ者あり〕

○**地域連携部長（山口武美）** 失礼しました。

それで、津市につきましては、確かに最近すごく力を入れていまして、それで、新技術というか、そのようなことも踏まえながらいろいろ取り組んでみえます。

また、やはり議員がおっしゃったように、海岸線というようなこともある中で、それでやはり、これを申し上げていいのかどうか分かりませんが、トップの方の地籍調査に対する理解のところが案外影響するところも

あって、私の把握するところでは、奥野議員が小俣町長時代にはかなり進んだと記憶していますので、その辺りも含めた上で、今後取り組んでいきたいと思えます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） 今の部長の答弁は非常によかったと思えますよ。

やっぱり企業にしたって、何にしたって、やっぱり頭が回れば尾が回らんという部分もあるし、頭が1人で走っている為政者も前任でございましたけれども、新しい知事はやっぱりそこら辺で自分の思い、そういうのでやっていただいたら、部下の部長、また課長、いろんな人が動いていただけたと思えますので、今の部長の答弁、大いに頭の中に入れておきます。

続いて、最後の質問。5分前に終われと言うけど、ちょっと終わらんかな。

それじゃ、身の丈に合った予算・財政運営についてでございます。

ちょっと知事をよいしょしておきます。令和4年度予算は、よく踏ん張って堅実に編成されたと思えます。派手好みの為政者と異なり、思いのある分野にそれなりの予算配分をされ、中には抑え過ぎの部分もあるようにも思えます。

某新聞のとおり、時には借金も必要だが、中長期的な視点で身の丈に合わず思いで、財政状況を把握されていると思えます。

これまでシーリングによって一律カットされていましたが、中には大きな金額ではないのですが、指摘したことのある図書購入費、環境生活農林水産常任委員会でもちょっと言わせてもろたんですけど、部長が随分また委員会で何やとって言われるといかんで、この予算だけはつけてくれというて言われたんじゃないかと思うので。岡村部長、そうですね。そういうことで図書購入費が減少から増額に転じたことなど、今後に期待し、かゆい所に手の届く行政となることを楽しみにしたいと思います。

そこで、歳入予算を中心にお尋ねします。

県税収入は、令和3年度2374億円に対し令和4年度は2653億円の11.8%増し、地方交付税は1473億円に対して1600億円の8.6%増に、地方交付税は

1473億円に対し1600億円の8.6%増に伴い、臨時財政対策債は、令和3年度588億円に対して160億円で大幅に減少しています。

また、平成29年度当初予算編成以降、毎年のように県債管理基金の積立ての先送りを繰り返してきましたが、来年度当初予算では、6年ぶりに必要な額を満額積み立てることとしています。

加えて、当初予算編成後の財政調整基金を見ても、毎年、必要最小限の金額として10億円を取り置いてきましたが、来年度は35億円を取り置くことにしております。

こうした状況を鑑みれば、某新聞などのメディアで報じられているとおり、県の財政は、一時期の最も厳しい状況から脱しているかにかうかがえます。

しかしながら、そう手放しで喜んでよいのでしょうか。県はこれまで、新型コロナウイルス感染症対策として矢継ぎ早に対策を講じてきましたが、その金額は、令和4年度当初予算を含めると総額3000億円程度になります。

そのほとんどは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で賄っており、県からの持ち出しが多くないと説明されていますが、しっぺ返しはないのか。

このコロナ禍において国の財政赤字はさらに積み上がっており、足元で新型コロナウイルス感染防止対策に全力で取り組むことに合理性はありますが、その後の経済再生にしっかりとつなげることができなければ、将来、国と地方でこの負担を分かち合うことになるのでは、分かち合うといふとこっかいんですけど、随分苦しい目に遭うんじゃないかと思います。

国の税収が増加することによって地方交付税も増加、このコロナ禍で県税収入も増加の予定としているのは、県内景気も上向きと考えるのが妥当か。足元の財政状況の改善に気を緩めるのではなく、用心深く将来の三重県の発展を見据えて、パフォーマンスではなく選択と集中、めり張りをつけて特に地味で地道だけれども、真に必要なことを取り組んでいくことが重要であると考えますが、今後の行政・財政運営をどのように行っていくのか、基本的な考えを高間部長にお伺いします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 今後の財政運営について御答弁させていただきます。

まず、令和4年度当初予算の関係でございますが、少し補足をさせていただきますと、令和3年度、今年度の県税収入が、国も県も想定を上回り、増加したことによりまして、財政調整のための基金が想定以上に積み上がりました。

その基金を今回有効に活用させていただいたこと、あるいは先ほど若干紹介もしていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、そういった、いわゆるその国庫補助金等の財源とか、あるいは有利な地方債、国土強靱化との関係もありまして、そういったものを有効に活用させていただくことによって、御紹介がありましたように、新型コロナウイルス感染症対策ですとか、防災・減災、県土の強靱化の推進、あるいは三重の魅力を生かした観光誘客の推進などに取り組むとともに、県債管理基金の積立てにつきましては、6年ぶりに所要額の満額を積み立てることができるようになるなど、ある意味その持続可能な財政運営に資する内容となっており、張りがついた予算編成ができたのかなと思っております。

一方、今後の財政運営でございますが、特に令和4年度以降の県税収入、あるいは地方財政計画ですね、地方交付税に直接関係してくるんですけど、これにつきましては、ウクライナをめぐる国際情勢ですとか、いわゆる新型コロナウイルス感染症の影響がどんなふうな形で今後出てくるのかというのは非常に予断を許さないのかなと思っております。さらに、そこに加えて、社会保障関係経費はこれからも増加していくだろうと認識しております。

一方で、県債管理基金の積立て不足、いまだ解消していないことを鑑みると、社会経済情勢の変化に応じて、いわゆる財政面で機動的に対応し続けるためには、注意深く財政運営を行っていく必要があると思っております。

そのためにも、引き続き、これまでも続けてきております経常的な支出の抑制、それから多様な財源の確保、こういったことに取り組むとともに、

県債発行についても平準化に努めながら、真に必要な事業にしっかりと取り組むことができるように、めり張りのある、特に身の丈に合った財政運営に努めていきたいと考えてございます。

〔36番 奥野英介議員登壇〕

○36番（奥野英介） 経常収支比率が0.1%上がったのかな。0.1%ぐらいで財政がよくなった、よくなったと言わんと、黙ってしているほうがかっこいいのかなと思います。3000億円を新型コロナウイルス感染症対策で使う、三重県、全国的にやるとすごい金額で、赤字国債がもう想像できないぐらいの金額になっているのかなと思います。

国はプライマリーバランスを2025年ぐらいにどうのこうのというのはあったんですけども、もうプライマリーバランスの話はもうどこかへ飛んでいって、もうその言葉もなくなったのかなというふうな気がします。

そういう状況の中で、やっぱりこれから県も、国がいつしっぺ返しするか分からんし、そんなことを考えながらこれから本当に県民のための財政運営をしていただくように、用心深くやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。1番 川口 円

議員。

〔1番 川口 円議員登壇・拍手〕

○1番（川口 円） 皆さん、こんにちは。新政みえ、津市選挙区選出の川口円です。

議長の許可を得ましたので、発言通告書どおり、七つの項目について質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、最初に、（現物を示す）ここにシトラスリボンをつけさせていただいております。松阪市の鎌田中学校の生徒が手作りで作っていただいたということで、よく、つけていると聞いていただきますので、御紹介をさせていただきます。また、中瀬古議員のほうからお裾分けいただいたというものでございます。よろしくお願いします。

最初に、戦略的な観光マーケティングについてお伺いいたします。

現在、作成中の長期ビジョンである強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）が掲げる基本理念の実現に向けて推進する取組内容をまとめた、令和4年度から令和8年度までの5か年計画の中期の戦略計画であるみえ元気プラン（仮称）では、「第1章 みえ元気プランでめざす三重県」の（2）に「観光産業の振興」、「第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦」、（3）には「三重の魅力を生かした観光振興」と明記され、計画期間の5年間に積極果敢に取り組んでいく必要がある一つの取組として掲げられています。

観光というと、今までは売手が一方的に情報発信する機会が多かったように感じますが、これからは多様化する旅行者のニーズと地域の魅力をどのようにマッチングさせるかが大きなポイントとなり、より一層、観光振興への手腕が問われるところであります。旅行者一人ひとりの消費者視点に合わせた対策が重要であるため、的を射た戦略的な観光マーケティングを組み立てなければならないと思います。

また、観光に関する観光PRの素材等に関しては、各自治体または各地域の観光団体が保持しており、より一層、強固な連携も必要となります。

これからの将来を見据えると、観光業は大きく成長が期待される地域に

とって重要な存続基盤であり、成長分野の一つでもあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で観光業は極めて大きな打撃を受けており、観光に関わる幅広い分野の事業者におかれては、事業の存続、維持が困難になるおそれが長期にわたり継続して生じているところでもあります。コロナ禍における影響を乗り越えるためにも、集中的により一層の対策が必要な分野でもあります。

そこで、三重県が進める戦略的な観光マーケティングについて、どのように仕組みを確立していくのか、人材育成、三重県観光マーケティングプラットフォーム構築の取組、県民の皆様への周知も含め、お聞きをいたします。よろしく申し上げます。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 失礼いたします。

観光マーケティングの今後の取組について御説明いたします。

コロナ禍の影響により、新たなニーズとして密を避けた旅行の人気の高まるとともに、団体旅行から個人旅行へのシフトが一層進んでおるところでございます。

旅行者一人ひとりのニーズが多様化していることから、本県を訪れた方々にリピーターやファンとなっていただくためには、その人に合った情報やサービスを提供していくことが必要となっております。

そのため、観光分野におけるマーケティングがより一層重要となっており、旅行者の属性や趣味、関心、宿泊情報などの旅行者のデータを的確に把握し、旅行者と継続的によりよい関係を築く仕組みとして、いわゆる観光CRMに取り組むことが必要と考えております。

こうした背景から、今年度は、観光マーケティングに必要となる旅行者データを把握する仕組みとしてそのデータを活用し、旅行者ニーズに沿った情報をタイムリーに発信する仕組みなどを備えた、三重県観光マーケティングプラットフォームを構築しておるところでございます。

このプラットフォームを活用いたしますと、例えば、予定作成機能により

AIが旅の目的やニーズに合わせて旅行プランを提案し、旅行者の方がそのプランを気に入っていただければ、地域OTA機能により宿泊や体験アクティビティーが予約でき、旅行中には電子クーポン機能などにより、その日の天気であったり、旅行者の趣味・関心に沿った観光情報やクーポンをタイムリーに提供されるという形のものになります。

また、観光事業者におきましては、旅行者データを活用することで、旅行者のニーズに合った新たなサービスの開発や、接客の付加価値を高める取組につながるものと考えております。

令和4年度におきましては、このプラットフォームをよりきちんと活用していくためにでございますが、三重県観光連盟の公式サイト、観光三重、この観光サイトにつきましては、都道府県の公式観光情報サイト閲覧数ランキングで2年連続、パソコン部門もスマホ部門も全国2位ということで、非常に見ていただけるサイトでございますが、これを通じてしっかり県内外に周知を図って御利用いただけるようにしていきたいと思っております。

また、あわせて、市町、観光地域づくり法人、観光事業者などの方々がプラットフォームを活用し、より一層マーケティング活動に取り組んでいただけるよう、研修会の開催や個別サポートを実施していきたいと考えております。

データに基づく戦略的な観光マーケティングを推進することで、本県への誘客やリピーター化を促進するとともに、観光事業者の生産性の向上をサポートすることにより、観光産業、今、非常に大変でございますが、しっかり支え、さらなる発展につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

観光業は、旅行、交通、宿泊、飲食、アミューズメント、土産品、旅行関連産業等、幅広い分野を包含した産業であります。このいろんな業種の方々が、今後例えば令和7年大阪・関西万博、令和8年には伊勢神宮のお木曳行

事、そして令和9年、若干遅れるのかも分からないですけどリニア中央新幹線東京一名古屋間の先行開業等の予定があって、三重県にとっては今後絶好のチャンスであるという状況であります。

そこで、局長のこの観光に向けた思いを、意気込みというのですか、ちょっと述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 失礼いたします。

局長の思いということですので、自分の思い、正直にお話しさせていただきます。

予算も観光関連予算ということで、昨年度と比較して2倍ということで措置もしていただき、この観光産業、非常に厳しい中で、もう本当にいろんな形のことを次年度にする必要があると思っております。

今、議員のほうから御案内のあったように、様々なポイントとなる機会が今後やってきますので、そういうふうなことのチャンスを逃すことなく、しっかり観光行政に取り組んでいきたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） 局長、ありがとうございます。

局長の思いを知事が横でお聞きしていただいたと思いますので、引き続きよろしく願いをいたします。

そして、先ほど局長の紹介のほうで、三重県観光連盟のホームページを見ていただくとすごいいいホームページにつくり上げていただいています、おっしゃるとおり全国2位ということで、頑張っているということでもあります。

私も以前、隣の事務所で働かせていただいておりますので、気になってよくホームページ等見せていただいておりますので、こちらのほうも、やはり一生懸命やっていただくのに基となる予算等もしっかりとそこら辺も御配慮いただきながら、頑張っているだけの体制づくりを引き続きやっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、二つ目の事業者の方への協力金・支援金について、(1)の申請方法の電子化に向けた取組についてお伺いさせていただきます。

今現在の協力金・支援金の申請については書面での提出となっており、申請される事業者の方々のお声を聞きますと、電子化を望まれている方が多いようにも見受けられます。

今日、ホームページを見せていただきますと、支援金の三重県地域経済復活支援金ですか、こちらのほうが電子化していただいたということで、御案内もホームページのほうでしていただいております。

電子化が進んできているというところでございますけれども、今後の取組についてお聞きさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 電子申請の導入状況について、お答え申し上げます。

飲食店時短要請等協力金及び地域経済応援支援金などの一連の申請手続きにつきましては、感染拡大防止に十分配慮しながら、事業者の皆様にはいち早く支給するように取り組んでまいりました。

電子申請につきましては、システム導入まで一定の時間を要するといったことや、申請方法の追加による審査の停滞を招くおそれがあったということから、今後の課題として導入を見合わせておりました。したがって、郵送による書面申請のみの取扱いとこれまでしてきたところでございます。

しかしながら、電子申請を求める声というものがございまして、こうしたことから、県におきましては、この方につきまして真摯に検討を進めてきたところでございます。

そこで、他県での電子申請の導入事例を参考としまして、システム導入までの比較的短期間で行われることや、また、審査の定型化・重点化によりまして審査事務の効率化が可能となり、申請方法が追加されても審査の停滞を招くおそれが低減したといったことから、先ほど御紹介がありましたけれども、本日から三重県地域経済復活支援金におきましては、これまでの書面申

請に加えて、電子申請を導入したところでございます。

また、飲食店時短要請等協力金につきましても、今後同様に申請方法の一つとして電子申請を導入する予定としてございます。

引き続き、コロナ禍の大変厳しい経営状況の下、経済活動を続けている事業者の皆様がより申請しやすい環境を整えるとともに、丁寧かつ迅速な事務処理に努めてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

まず、電子申請の部分と、大変なんですけれども、今までの部分としっかり両建てでやっていただいて、県民の皆様が申請しやすいように対応していただきたいのと、積極的に電子申請のほうを引き続き取り組んでいただきますようお願いをいたします。

そして、（2）支給要件についてお伺いさせていただきます。

支援金の支給要件についてですけれども、売上げ減少の状況のみが要件に入るという適用になっているということで、本来は売上げの減少と利益の減少という2本立てで企業をしっかりと支援していただくというのが、私は本来の形ではないのかなと思います。

例えば売上げが横ばいでも、販売価格の下落で数量をしっかりと売っていただいて売上げが横ばいになっている、でも、実際は利益は圧縮されている、こういう企業もいらっしゃいます。

また、今ですと原材料の高騰などにより原価が上昇し、原価率のアップによって利益を圧迫され、最終的な利益が減少するということもあると思います。

こういう事業者の声もお聞きする中で、今後、支給要件に利益の減少が対象となるように変更できないのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 地域経済復活支援金の支給要件として、利益の

減少も考慮してはどうかというお尋ねでございます。

事業者の皆様方からも、売上げは確保されているものの、原油高だとか原材料高などの影響もあって利益が圧迫されて厳しい状況であると、支援金の支給に当たりましては、こうした利益の減少についても配慮が必要ではないかといったような御意見があるということは承知してございます。厳しい状況下であるということ、私としても重く受け止めておるところでございます。

さはさりながら、こうした支援金制度におきまして、事業者の利益の減少を支給要件とした場合に、一つは利益の変動というもの、業種や個別の企業によって様々な要因によってもたらされるといったようなこととか、あるいは経理算定上の複雑さによりまして審査に時間を要し、迅速な支援につながらないといったようなことなどのことから、幅広い業種の事業者に迅速に支援金をお届けするということを使命とする本支援金制度の趣旨には、ややなじまないのではないかと考えておるところではございます。

一方、最近の激しい原油・原材料高等によりまして、中小企業・小規模事業者の経営状況は一段と厳しさを増しており、これに関しましては既に県といたしましても、相談窓口の設置や資金繰り支援を行っておるところでございます。

また、国におきましても、石油元売会社への卸売価格低下や企業の省エネルギーや生産性向上のための投資促進などを狙った補助制度などの施策が実施されていると承知しておるところではございます。

引き続き、こうした施策の効果や原油・原材料の価格動向を注視しつつ、また、こうした状況を踏まえて、国のほうで事業復活支援金の制度変更が今後あるのかどうかといったことや、また、他の都道府県での制度内容が今後どうなっていくのかといったこと、そういうことを見極めながら、今後も効果的な支援方法について検討してまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番 (川口 円) ありがとうございます。

利益の減少がなじむなじまないというのも、考え方がいろいろあると思うんですけども、企業が運営していく中で、金融機関にお金をお借りするときは必ず決算書で見ていただくという、一般的な見方ということで金融機関もしっかり利益が出ているかどうかというのも見られていると思うのですよね。

こういう手法で企業が日々活動されてみえるということも、一定の流れがありますので、ここ、しっかり捉えていただいて、本当に必要なところに必要な支援が行き渡るように、そして現場の事業者の社員の方をしっかりとお守りいただいております。事業者の方の御意見もお聞きいただいて、きちっと対応できる制度づくりを強くお願いさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、県内のオンライン診療・オンライン服薬指導の状況についてをお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、これは令和2年4月7日に閣議決定されたものです、において、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応としてオンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によって活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施するとされ、これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的、特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導の取扱いについて緩和がされました。

患者から、待ち時間の短縮、感染症のリスクを考えると、受診を希望される方には、患者には選択肢が増えるということでもあります。こういうメリットも考えられますが、現在の県内の状況についてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 県内のオンライン診療・オンライン服薬指導の状況にして御答弁申し上げます。

まず、オンライン診療についてでございます。

オンライン診療につきましては、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症の流行拡大の状況に鑑みた、先ほど議員からも御紹介ございましたが、時限的・特例的措置として厚生労働省から示されたものでございまして、医療機関を受診することが困難となった患者等への医療提供手段として、県内では、現在、125の医療機関が実施するというところで、届出をされているところでございます。

オンライン診療につきましては、新型コロナウイルスの感染の心配がある状況で、自宅等で感染リスクなく診察を受けられるメリットがございました。また、僻地や離島などで、新型コロナウイルス感染症に関係なくですが、遠方の医療機関に出向かずに診療を受けることができるといったメリットもあると考えてございます。

一方で、本人確認の難しさでありますとか、診療漏れなどへの懸念があり、対面診療を補完するものとすべきとの意見も関係団体から出されているというところでございます。

こうした状況の中で、国におきまして、医療機関向けの指針であるオンライン診療の適切な実施に関する指針が、今年1月に改訂されたところです。

改訂された指針におきましては、初診からのオンライン診療は原則としてかかりつけの医師が行うこととされ、診療計画など患者との合意に関する事項、本人確認に関する事項、薬剤処方・管理に関する事項、診察方法に関する事項など、遵守すべきルールが整備されたところでございます。

さらに、オンライン診療の適切な実施に関する指針の改訂に合わせまして、今年4月に予定されております診療報酬改定におきまして、オンライン診療の初診料が増加をするなど、普及に向けた制度の整備も進んでいるところでございます。オンライン診療の普及とともに、こうしたルールづくりを踏まえて、安全性・有効性が高まっていくものと考えてございます。

次に、オンライン服薬指導についてでございます。

オンライン服薬指導につきましては、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法と呼ばれる法律でござい

ますが、この薬機法の改正によりまして、令和2年9月1日より全国的な運用が開始されておりまして、現在、県内では268の薬局において対応が可能となっている状況でございます。

一方、オンライン診療と同様に、令和2年4月には厚生労働省から時限的・特例的な取扱いが示されており、薬剤師の判断により、初回の患者からでも電話やオンラインによる服薬指導が可能となるなど、弾力的な対応が可能となっております。感染状況や患者の希望等を踏まえて、必要な患者に対して柔軟に服薬指導が行われているところでございます。

ちょっとこれ分りにくいので、ちょっと時間をいただいて、説明させていただければと思います。午前中の反省も含めて、丁寧に説明させていただければと思います。

まず、服薬指導といいますのは、薬機法におきまして、医療機関が処方箋を出していただいて、その処方箋に基づき調剤された薬剤を、薬剤師による薬剤交付時の対面用の服薬指導というのが法律で義務づけられておるところでございます。今回、この薬機法の改正によりまして、その薬剤交付時の服薬指導が一定の条件下でオンラインでできるようになったというものでございます。

一方で、この厚生労働省の令和2年4月の事務連絡によりまして、こちらは特例的・時限的な取扱いということで、すみません、ちょっと前後するんですが、この薬機法では初回の対面の服薬指導は義務づけられていまして、オンラインができるのは継続、2回目からということなんです。この令和2年の4月の厚生労働省の通知によるこの時限的・特例的な取扱いでは初回からオンライン、それと電話でも可能だということで、柔軟な対応がさらに進んだということでございまして、この前提の下で、県内では柔軟な対応が送られているというところでございます。

このオンライン服薬指導につきましては、薬局がない地域に住む方や、様々な理由で薬局に行くことが困難な方に対しまして服薬指導を行うことが可能である一方で、オンライン診療と同様の課題に加えまして、離島と僻地

への医薬品との配送に係る課題も挙げられているところでございます。

診療と違いまして、薬の場合はオンラインで指導はできるんですが、薬の物をやはりお渡しする必要がございますので、これは郵送なり家族の方に取りに来ていただくというそういう行為が発生しますので、そういったところの配送の課題というのが、やっぱり離島とか遠いところには発生がするということでございます。

国におきましては、新型コロナウイルス感染症下における服薬指導の実績を踏まえまして、患者が継続してオンライン服薬指導を受けられるよう、今回のこの新型コロナウイルス感染症の対応の時限的・特例的な取扱いに応じたさらなる薬機法そのものの体制を、現在、議論されているというところでございます。

県といたしましても、国におけるこういった議論を踏まえて、現場での懸念を解消すべく関係団体とも連携しながら、引き続き対応してまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） もう本当に分かりやすい丁寧な御説明をいただきまして、今回はありがとうございます。

このオンライン診療という部分で、ファーストチョイスとしてはオンライン診療は非常に患者側からいくと有益な部分があると、ただ、医者の方からいきますと、対面より情報が少ないであったり、また、患者の急変時の対応であったりということで、慎重に進めなければいけないという課題もあるというのは事実でありますので、その課題等をしっかりと県のほうも整理していただきながら、引き続き取組を進めていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4番目のひっ迫時の医療人材派遣の活用状況についてお伺いいたします。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の第6波に備えて、都道府県が策定した保健医療提供体制確保計画を昨年公表され、医療が逼迫した際の人

材確保や配置の調整を一元的に担う体制が整えられたところであります。その中で三重県は、24の協力施設から医師25名、看護師27名が派遣の調整が可能となったというところであります。

厚生労働省によると、医療人材の派遣調整を一元的に行う体制は、各都道府県が構築するようになってきているとのことであるようです。第5波では、新型コロナウイルス感染症患者に対応できるスタッフ不足が医療逼迫につながり、大きな課題となりました。第6波を迎えた現在の状況の中で、逼迫時の医療人材派遣の調整をどのように活用されているのかをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） 医療人材の派遣、それから、活用についてお答え申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症の患者の療養体制としては、入院、それから臨時応急処置、宿泊療養、自宅療養で対応するということとしておりまして、円滑な入院調整、県が設置する医療提供施設である臨時応急処置施設と宿泊療養施設の運営、それから、妊婦への健康フォローアップについては、医療人材の確保が必要となると考えておりまして、そのために感染症法に基づく協力要請も含めまして、先ほど御指摘がありましたように、事前に県内の医療機関、関係機関に対して医療人材の派遣を依頼し、第6波の備えといたしまして、昨年11月末現在で24の医療機関、それから、また、看護協会とか助産師協会とか、その他の関係機関等も含めて医師25人、看護職員27人を公表しているということで御指摘のとおりでございまして、そのほか、潜在看護師72人の派遣についても調整を行ってきたところでございます。

その後の実際の入院調整、臨時応急処置施設と宿泊療養施設の運営、それから、妊婦への健康フォローアップにおいて必要となった医療人材につきましては、先ほど申した、事前に把握していた医療機関等を中心に協力をお願いした結果、令和3年12月1日から令和4年の先月2月18日までで、延べ人数ではありますが、医師319名、看護師1374名、助産師54名の派遣をしてい

ただいたということでございます。

医療人材につきましては、派遣協力を依頼する時期でありますとか、期間を予測することが非常に難しいですので、事前に幅広い関係機関と調整行って、派遣の可能性とかそういった状況を把握しておく必要があると考えております。

これまでも新型コロナウイルス感染症対策本部事務局のほうで行ってまいりましたですけれども、令和4年度からは医療保健部の医療体制整備・調整プロジェクトチームの中に、新たに人材調整班というものを設置いたしまして、より円滑に一元的に調整が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

本当に引き続き第6波も迎えて、医療従事者の方、また、県の職員の皆さんが本当に必死に、県民の皆様への対応に、日夜、努力していただいていることに本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

ただ、あまりにも感染の規模が大きくなり過ぎて、県民の皆様から本当に安心な思いをしていただけるかというのが、非常にまだまだ難しい部分があるかと思いますが、県のほうもあらゆる手段を使っただきながら対応していただいておりますということを、県民の皆様にも御理解もまだまだ行き届かないかも分らないですけど、御理解いただきたいという思いもあってこの質問をさせていただきました。本当に体のほう、十分に御自愛いただいて、引き続きまだまだしっかりと闘っていかなければならないという状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして続きまして5番目、新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する対応についてをお伺ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症に苦しむ方がたくさんいらっしゃるという状況です。先日、オミクロン株の後遺症に苦しむ方が急増しているとニュースでも取り上げられていました。

現在の調査では、後遺症として、疲労感、倦怠感、息苦しさ、脱毛、睡眠障がい、思考力・集中力の低下、嗅覚・味覚障がいなど、無症状や軽症で済んだ方でも様々な後遺症が残る場合があると言われています。

国立国際医療研究センターの発表されている調査では、女性の方が倦怠感、味覚・嗅覚障がい、脱毛が出現しやすく、味覚障がいや遷延、症状が長引くということだそうです。遷延しやすいとのこと。また、若年者、やせ型の方ほど味覚・嗅覚障がいや出現しやすいとのことで、生活の質を著しく低下させる可能性があるとのことでもあります。

そして、罹患後、約4人に1人が半年たっても何らかの遷延症状が呈しており、軽症者であっても遷延症状が長引く人がある、そして、1年後にも何らかの症状が認められる方が8.8%ほどみえたということでもあります。

今まさに必要なことは、後遺症を専門的に診療する医療機関を増やすということとともに、相談窓口を通じて医療へと迅速につなげる体制づくりが重要であって、現実にも求められていることだと、このように感じております。

現在の、県内における新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する対応についてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、後遺症に関してお答えをいたしません。

本県におきましても、新型コロナウイルス感染症患者の感染後の症状や不安に感じたことなどを把握するため、昨年11月から12月にかけて、今回2回目となるアンケート調査を実施したところでございます。

対象としましたのは、令和2年11月1日から令和3年9月30日までに発生病届が提出され、退院、また療養解除された方で、そのうち無作為に選んだ3000名の方に調査依頼をし、400名の方から回答があったところでございます。

その中で、現時点では単純な集計の結果ではありますが、新型コロナウイルス感染症の治療が終わった後も、このアンケートでは6割の方が何らかの症

状があったと回答をいたしておりまして、主な症状は多い順に全身倦怠感、それから、嗅覚障がいと味覚障がい、せきというふうが続いております。また、そのうち半数の方は、症状が3か月以上続いたということも明らかになっております。

また、9割近くの方が今後の自身の体調への不安でありますとか、職場・学校への復帰に際しての不安などを感じたと回答していただいております、この調査結果につきましては、年代でありますとか、発症時期別のクロス集計等、今後より詳細な分析を進めているというようなところでございます。

感染した方やその御家族、濃厚接触者となった方に対しては、医療面や生活面等で不安に感じることににつきましては、保健所等において相談に応じております。

後遺症に関する医療的なケアについて相談があった際には、症状に応じてかかりつけ医や地域の医療機関を受診していただくよう案内しておりまして、医療機関に対しては、後遺症に対する標準的な診療とケアにつきまして、昨年12月に国が取りまとめた新型コロナウイルス感染症診療の手引きの別冊に、「罹患後症状のマネジメント」というものがありまして、それを医療機関に周知することによって、円滑な医療の提供につなげていきたいと考えております。

また、不安を感じている方の心のケアにつきましては、従来から三重県こころの健康センターが、患者やその家族に向けて作成したチラシなどを活用するとともに相談にも応じておりまして、これまでに寄せられた主な相談内容といたしましては、自分が感染したことや家族に感染させたことへの苦悩でありますとか、身の回りで感染者が出た際の職場等の対応に関する不満などもございまして、これらについては関係機関と連携を図りながら、必要な支援を実施しております。

新型コロナウイルス感染症に係る後遺症につきましては、いまだ明らかになっていない点も多いものの、先ほど議員の御紹介にもありました、国内外の様々な調査・研究によって徐々に医学的な解明が進んできております。

県といたしましても、医療機関でありますとか、関係団体等と連携しながら、必要な医療に適切につなげることで、患者の予後の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

この前、ちょっとニュースで拝見させていただいたんですけども、因果関係は分からないけれども、後遺症と言われるものは、早く治療することによって、ウイルスよっての炎症を抑えたりすることによって、改善されやすいということも言われるお医者さんもいらっしゃいまして、いかに後遺症を持たれた方が病院へ行っていただいて適切な診療をしていただけることが、改善の道への最短の道かなと思います。

それで、他の自治体を見ますと、もう既にリーフレットができ上がって、「新型コロナウイルスの後遺症について」というタイトルで、後遺症というのはこういうものですよ、病院もここへ連絡してくださいよというようなリーフレットがもうでき上がっているところもあるんですけども、三重県としてそういうのは作成していただく予定というのはどうなっているか、ちょっとお答えください。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） 県の取組としての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

現在のところは、先ほど申しました、国の取りまとめた手引の別冊の「罹患後症状のマネジメント」を周知するにとどまっておりますけれども、また、そういった中で現在につきましては、いち早くかかりつけ医、地域の医療機関のほうにかかっているような誘導はしておりますが、そういった県独自の取組につきましても、医療機関でありますとか、それから、関係団体とも連携しながら、今後、検討していきたいと考えておりますので、また、そういった中で検討いたしたいと思います。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

ぜひできるだけ早い時点でそういうのができて、困ってみえる方にお渡しして、すぐに動いていただけるといふか、治療につなげていただけるような取組をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、6番目の火山噴火により発生する津波対策についてお伺ひいたします。

1月15日に南太平洋トンガ沖の海底火山の大噴火の影響で発生した津波が、日本の太平洋沿岸にも到達いたしました。県内の沿岸部にも津波が到達し、鳥羽市で60センチメートル、熊野市で50センチメートル、尾鷲市で40センチメートルの津波を観測し、養殖いかだ等、被害が発生した地域もありました。

太平洋沿岸部に津波注意報が発令される中、県内の市町においては、それぞれの地域の方々への避難指示等が発令されていなかったようにも見受けられました。

今回は、気象庁も、当初は津波の被害はない、こういう見通しであったにもかかわらず、最終的には津波注意報を発令するなど、判断が非常に難しいケースでもあったと思います。

また、一部の市町では、火山噴火による津波が想定されていなかったこと、そして、津波注意報の発令が深夜であったこともあり、市町の対応が非常に難しい状況であったと考えられます。

今後は、県民の皆様が不安に思うことがないように、こうした事態に迷うことなく対応できる体制づくりが大切であります。県と市町との連携がより一層必要であると思いますが、今後の対応についてお聞かせください。よろしくお願ひします。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（野呂幸利） 火山噴火により発生しました津波対策について、県として、今後、市町に対する支援も含めてどう取り組んでいくのか、御質問いただきました。

先ほど議員から御紹介がありましたとおり、1月15日に発生しました。16

日には、三重県において津波注意報も発表されたところでございます。県南部の沿岸地域11市町においては、注意報の発表を受けて災害対策本部を設置されております。

県においても、災害対策本部を設置するとともに、情報収集、市町との連絡を行っておりますし、日の出とともに防災ヘリコプターを派遣して、上空から被害情報の収集に当たりまして、消防庁とも共有して、連絡を取り合っていたところでございます。

市町の対応でございます。災害対策基本法においては、市町村長は、被害の発生のおそれがある場合は、避難指示等を発令することができることとされております。

また、内閣府作成による避難情報に関するガイドラインにおいては、注意報が発表された際には、漁業従事者や海水浴客などを念頭に、海岸堤防より海側の区域において避難指示を出す必要性が例示をされておるところでございます。

県内では、先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、沿岸地域の多くの市町が、計画において注意報の避難指示の発令基準を位置づけているものの、今回は地震による津波でなかったことや、注意報の発令時点でもう既に津波が到達していたこと、夜中の発表であるという状況とともに、漁港等や現場の状況も既に確認したりとか、被害のおそれはないという判断の下に、避難指示の発令が見送られたと聞いておるところでございます。

一方、多くの市町では、防災行政無線による津波注意報の伝達や、独自のメールや広報アプリによる避難の呼びかけ、自主避難のための避難所の開設とその周知、100人規模の体制による防潮扉の閉鎖等の対応、海岸堤防付近の釣り客に対するパトロールなど、住民の安全を守る対策が取られているところでございます。

今回の地震ではなく火山噴火は、もうこれまでに経験のしたことのない津波でありまして、先ほど議員から御紹介ありましたとおり、カキの養殖いかだにも大きな被害をもたらしております。幸いにも人的被害はなかったもの

の、改めて津波の威力を認識したところでございます。

今回の津波を教訓に、市町とともに津波対策を万全なものとしていかなければならないと考えております。

こうしたことから、今回の津波に関して、先週の金曜日、2月25日になりますけれども、津地方気象台も参加いただきまして、県主催で市町との意見交換を早速させていただきました。

その中では、当日の対応状況を共有するとともに、注意報発表のときの人員体制の見直しや避難指示の発令区域の設定、こうしたことについて意見交換を行いました。

また、他県の対応状況、提供を私のほうはさせていただくとともに、市町の地域防災計画、マニュアルの点検、必要な見直しについて問合せに対応させていただいたところでございます。

こうした津波を含めて、災害時に命を守るためには、県民の皆様自身が避難情報を正しく理解していただき、自らの判断で円滑な避難行動を行っていただくことが必要ですし、そのために我々としてもしっかり情報を発信する必要が重要だと思っております。

一方、近年の被害では、広い範囲で避難指示が出されるケースが多くて、住民が避難指示になれてしまうと効果は低下しているんじゃないかというような有識者の意見もありますので、こうしたことを踏まえて、県としても、災害時に第一線で活動する市町とともに、効果的な避難情報の伝達方法を検討するとともに、県民の皆さんが注意報等の気象情報や市町の発令する避難情報の理解を深めていただけるような啓発活動に注力し、適切な避難行動の促進に取り組んでいきたいと思っております。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

早速、市町と打合せもしていただいて、今後に向けて取り組んでいただいているということで、ありがとうございます。

この質問は実は、県民の方が当時どう行動を取っていいのか分からなかつ

たということで、情報もなかなか少なかったんだらうというところもあって、また、イレギュラー、遠いところの火山の噴火ということもあって、なかなか想定外の事案でもあったと思います。

私、いつも想定外をいかに想定内にしていただくかというのが防災の基本であって、どういうことが起こるかということ幅広く考えていただきながら対応していただいて、最悪は行政のほう機能がしない、県民の皆さんが自分たちでやっていただかなければいけない、こういうことが最悪の想定外になるということも、県民の皆さんがそういう気持ちでおっていただきながら、有事の際は対応していただくということが本当に必要と思うんですけども、行政の方々の指導もあって初めてそういう形に進んでいけるかなと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

それと、廣議員がずっと防災について質問されておる。私もここに立たせていただく、必ず防災について質問させていただいております。そして、一見知事になられてから、防災センター、オペレーションができるようなところをしっかりと見据えてやっていきますよということもおっしゃっていただいております、本当にありがたいなと思います。

その中で、もしよかったら、知事公舎をもう大分老朽化しているということですので、建て替えていただいて、そこに防災の対策本部をやっていただくというのも、思い切ったやり方かなと思いますので、知事は迷惑かも分かりませんが、よかったらそういう発想もあるのかなと思いますので、一つの提案として思っただけだと思います。

それでは、7番目の県管理の河川堤防改修についてをお伺いします。

(1) 耐震対策は進んでいるかということで、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用した防災・減災、県土に対する強靱化に向けた積極的な取組は、県民の皆様の安心・安全の観点から大変期待されているところだと思います。

また、新年度予算では、河川事業や河川堆積土砂対策事業の実施に向けた強い熱意と努力を、強く感じさせていただいているところでもあります。国

の予算もしっかり活用しながら、強靱な県土づくりを進めていただいているところでもあります。

そこで、県管理の河川堤防の耐震化対策はどのような状況か、現在の進捗状況をお聞きいたします。よろしくお願ひします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 河川堤防の耐震化の現状について、お答えいたします。

県が管理する河川堤防の耐震化につきましては、平成30年の重要インフラの緊急点検におきまして、約51キロメートルの対策が必要とされたところでございます。

このため、県では国土強靱化予算を活用して、まずは被害が甚大で長期化するおそれがあるゼロメートル地帯の耐震対策を、優先的に進めているところでございます。

具体的には、ゼロメートル地帯では、鍋田川等の約6キロメートルの区間の対策が必要でございます。国土強靱化の計画期間である令和7年度までに、この6キロメートルのうち約1.4キロメートルを完成させる予定でございます。

また、国土強靱化予算を活用いたしまして、河口部の大型水門等の耐震化も進めております。対策が必要な20か所のうち10か所を、令和7年度までに完成させる予定でございます。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○**1番（川口 円）** ありがとうございます。

50キロメートル余りの対策が必要なところで、まだ数キロメートルぐらいなんですか、多分51キロメートルぐらいの対策が必要なところに対して、できているところが僅かのような気がするんですね。

幸いなことに、防災の面でいきますと、耐震化が図られていない堤防が壊れた場合の想定もしながら、ハザードマップ等を作成していただいているということをお聞きもしておりますので、危険なところというのはハザード

マップを見ていただきながら、その地域の方々がリスク管理をしていただくということは可能だということも理解させていただきましたので、お金の必要なことなんですけれども、部長のお力でできる限り早く前に進むように御尽力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、続きまして、(2)の流域治水プロジェクトにおける津波対策ということ、地震による津波が河川を遡上した場合の津波対策について、この流域治水プロジェクトではどのようになっているのか、反映されているのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 流域治水プロジェクトにおける津波対策について、お答えさせていただきます。

現在、年度内の策定に向けて検討している二級河川の流域治水プロジェクトにつきましては、豪雨や台風による災害をメインに整理しているところでございます。

一方で、津波も含めた地震による災害をメインとする対策を整理することも、重要と考えてございます。これについては、別途、整理するように知事より検討の指示を受けているところでございます。

地震、水害、全体的な主な対策につきましては、国土強靱化対策の5年後の達成目標として県として定めて公表してございますが、特に御指摘のように、地震対策について県民に分かりやすく伝えられるよう、来年度より、まずハードを中心になっていくと思いますけれども、関係部局と連携しながら提示できるように検討を進めてまいります。

〔1番 川口 円議員登壇〕

○1番（川口 円） ありがとうございます。

想定外というのは、私、出身が香良洲町でありまして、もう三角州の中なんですよ。この地域というのは、地震が起きて津波が来るよってなった場合に、山のほうを向いて1時間ぐらい歩いて逃げるという想定になっておる

んです。

恐らく沿岸部は、津市内は高いところがないと思うんですよね。山のほうに逃げてくださいという周知で、避難できる人はするということになると思うんです。

そのときに河川の堤防が壊れていたら、逃げるほうから水が来るよということが一番の想定外になってしまうので、ここもしっかりと、県民の皆さんも認識していただきながら、やれることはしっかりと県としてやっていただくという両建てで、安心・安全というのを守っていかなければならないという趣旨で、この質問をさせていただきました。

どうぞ、引き続きの御尽力をお願いし、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。49番 西場信行議員。

〔49番 西場信行議員登壇・拍手〕

○49番（西場信行） 一見知事、こんにちは。執行部の皆さん、こんにちは。遅れました、稲垣副議長、おめでとうじゃない、こんにちは。西場信行です。自由民主党です。一般質問いたします。

一見知事は、昨年10月、当選後の最初の県議会で、いわゆる所信表明というような発言がありましたが、そのときに日本の最古の正史、日本書紀を基に、伊勢の国は美し国であり、美し国とは海、山の豊かな食材に恵まれた自然豊かで美しい地域であったと、こういう本県に対する美し国の認識を示されました。そして、この2月定例会議におきまして、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）の概要案が示されました。今後の三重県政は、一見知事の下に、現代版の美し国づくりが進められていくであろうと私は理解しております。

そこで、今回の質問項目をどうするかということで、これからの県政のキーワードとなるであろう美し国に関連してやろうと、こういうことで、豊かな食材と自然の豊かさ、美しさをテーマに選んだ結果、またしても、清流宮川と大杉谷と、そしてミカン、お茶の農業問題と、こういうことになりました。

ここ10年間、同じようなテーマで議会質問を繰り返していることの少々自責の念もないことはないですが、ただ、今回に関しては一見知事に対して初めての質問ということでもありますので、前からの執行部の皆さんや議員各位には御理解としばらくのお付き合いをお願いして、早速質問に入りたいと思います。

ということで、清流日本一の宮川についてです。

タイトルは、「『宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議』の進捗と流量回復の取組」と、こういうことでもあります。

戦後の一大プロジェクトと、こう呼ばれていますが、宮川総合開発事業計画で昭和31年に宮川ダムが完成して、ためた貯留水を河川へそのまま流さずに、導水管で流域変更して、熊野灘に放出して発電を始めました。60年前の話です。

その結果、治水、発電効果は増大したものの、ダム下流の宮川河川環境が悪化、流量不足、水質問題の課題解決を目指して、県では宮川流域ルネッサンス事業が進められてきたのであります。

そこで、よりよい流況に向けた流量回復等検討会議というのは、一昨年
の10月になりますが、当時の知事、鈴木知事ですが、政治決断とも言える答
弁をされまして、宮川流域ルネッサンス委員会の流量回復目標である宮川
ダム直下毎秒2トンの再現渇水流量を宮川上流部へ実現させるための検討
会議として発足いたしました。

これはいわゆる目的達成型のプロジェクト会議であり、会議設立の経緯
や目的、使命が明確であるので、できれば3年を超えない期間限定で
実現に向けて検討を進めていただきたいということで、現在の状況と
今後の見通し、スケジュールを伺いたいと思います。これが1点。

続いてもう一つ、水力発電を民間譲渡しました。譲渡金総額は105億
円でございます。そのうちいろいろ差し引いて最終残高は58億円
になりました。私、または地元、私どもとしては、宮川流域基金
として積立てを希望いたしましたが、県の財政事情でやむなく
国体基金への積立てを余儀なくされました。が、しかし、
国体が急遽中止となりました。国体予算の本年度残預金が
幾らになるか、もうすぐ説明があるということですが、私は
50億円程度出てくるように思っております。

そこで、この国体基金残高については、改めて譲渡後の宮川
水力発電に関連する必要経費として使うか、もしくは宮川
関連の基金を設置していくことが自然でありますし、そし
てまた、歴史的経緯からしても当然で、道理にかなった
使い方であろうと考えますが、いかがでしょうか。御回
答をお願いいたします。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） 二つ御質問をいただきました。

まず、1点目ですけれども、検討会議におけるこれまでの検討状況と
今後の見通しについてということでお答えさせていただきます。

宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のよりよい流況の実現に向けては、
河川流量をはじめ、河川環境であったりとか、漁場としての環境、
それと河川水質など様々な観点からの検討が必要ということで、
今執り行っています。

そのため、これらの項目について部局横断的に検討、調整し、よりよい流況に向けた取組方針をまとめるため、令和2年11月に検討会議を設置したということでございます。

その中で、検討会議につきましては、本年度4回開催しております。それで河川水質、新たな観測地点での河川流量と、それとアユ等の生息環境などの現状把握であったりとか、ダム放流量の増加によるダム貯水量の影響について過去のデータを基にしたシミュレーションなど、関係部局の取組について情報の共有、検討を行っているところでございます。

それで、本年度ですけれども、河川水質は環境基準をおおむね満たしており、アユの餌となる付着藻類の環境としてはおおむね適しているのかなという調査結果が出ているところでございます。

まだ計測中なんですけれども、これまでの取組検討からは、現在、2次放流量であるダム直下毎秒0.5トンを上回る常時放流を行う場合には、ダム貯水量の減少が顕著かなということもあって、利水者への影響が避けられないことが今のところ確認されているところでございます。

そういう中、一方、従来の流量回復の取組につきまして、県として、宮川ダム直下毎秒0.5トン、それと、それよりも下流ですけれども、粟生頭首工直下毎秒3トンの年間を通じた安定的な実現を当面の目標としているところでありますけれども、これにつきましては、0.5トンにつきましては、平成18年度以降、継続して放流をしておると。

また、粟生直下毎秒3トンにつきましては、毎年度、定期的な降雨に恵まれたことも、本年度ですけれども、定期的な降雨に恵まれたこともあって、流量回復放流を実施することなく、年間を通じて実現ができたということでございます。

そのためなんですけれども、粟生直下毎秒3トンの安定的な実現に不可欠なかんがい放流と流量回復放流の同時放流につきましては、本年度4月に試行用の運用ルールを策定してスタートしたところなんですけれども、試行をする機会が結果的にありませんでした。

それで、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のよりよい流況を実現するためには、現状をできる限り把握して、課題と要因を明確にした上で、関係者と丁寧な意見交換を行いながら、十分な理解と協力を得ることが不可欠であると考えているところでございます。

検討会議におきましては、昨年度の11月、だから今の時点でもう数か月なんですけれども、本年度、本格的な調査検討に着手したところでありますけれども、現時点では、関係者の理解と協力を得られるよう、引き続き現状把握、課題とその要因を明らかにするためのデータ蓄積等が必要であるかなということもあって、現在、進行形ではありますけれども、進めるとともに、現時点においては、ダム直下毎秒2トンの実現に向けたスケジュールを明確にするのは少々困難かなと思っています。

そういう中ではありますけれども、宮川によりよい流況の実現に向けた取組を着実に進めるためということもありまして、来年度からこれまでの検討結果を基に、利水者などの関係者と意見交換は開始してまいりたいと思っております。まず、それが1点目でございます。

それと、2点目、国体基金の残高についてどうするかという話ですけれども、三重とこわか国体・三重とこわか大会に係る基金につきましては、両大会の開催及びそのための準備に向けて、議員の皆様方にも御理解いただきながら積み立ててこられたと思います。その基金残高は、令和3年度の決算の後に額が確定されます。

宮川に関する様々な取組につきましては、これまでも関係部局で取組を進めてきたところでございますけれども、必要な事業費については、各部局において、毎年度の予算議論の中で必要な額を要求してきたという経緯があります。

宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議において、流量回復等を実現するための関係部局で連携して検討を進めているところでもあり、これにつきましても、現時点では、宮川に関する必要な事業費については、これまでどおり毎年度の予算議論の中で要望していきたいと考えているところ

でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） せっかく部長、答えてもらいましたが、私の思い、確信、お願いしていることと全く合致するところはほとんどないね。

それは、地域連携部としてやっている全体のことを、今まで長年やってきたことを、今、繰り返し言われただけで、私はこの目的達成型のプロジェクト概要をやって、それ、どうするのって言っているんですよ。

そのときに、そんな地域連携部の使命である宮川流量回復の全体の話聞いておるんじゃない。時間がないからもう、ともかくこの検討会議について、ようやく利水関係者と協議をやるということなら、これが一番非常に重要局面を迎えるんです。水の権利を持っておる中部電力も入れて、それから、利水者の宮川用土地改良区とか、あるいは漁業協同組合とか、そういうものを入れて、本当に真剣な議論をしてもらわなあかん。

そのときに、自分の腹をどこに持っておるかや。必ずこれ、60年たった県政の本当に長い大きな課題を、今、この一見県政になって解決できるかどうかということだよ。

それで、今まで何十年もやってきたシミュレーションとか、そして河川の生態の調査なんて、もう今まで何回も何十年もやってんの。そんなことをこういう場で言うということは、これに関心を持って今まで誠実に県に対してきた人に対して、大変失礼な態度やということを申し上げて、いよいよ正念場を迎えて頑張ってしっかりやってもらうことをお願いしていきたいと思います。

次は、これもまた美し国ですが、日本3大渓谷と言われる大杉谷について質問させてもらいたいと思います。

タイトルは、そこに書きましたように、大杉谷森林鉄道跡の活用と大杉谷ビジターセンターの設置でございます。

令和2年3月に策定された、三重県観光振興基本計画というのがあります。観光局長、ありますね。ここに、初めてこのユネスコエコパークと大杉谷に

ついて、観光資源、磨き上げということが明記されました。これは大変ありがたかった。御礼を申し上げます。

一見知事に替わられて、今回のいろんな方向づけの中で新型コロナウイルス感染症収束を見通していただきますが、観光取組の強化というものが進められようという状況でございますので、こういうものを踏まえて改めて質問になりますが、大杉谷森林鉄道は急峻な山岳地形に合わせた木材運搬技術が数多く採用されておりまして、全国的にも珍しい森林鉄道でありました。そこで、今も現在、現地で残存する森林鉄道跡を新たな観光資源として磨き上げ、活用していくことが重要と考えております。

また、大杉谷峡谷は森林鉄道跡だけではなく、ユネスコエコパークの核心地域であり、世界的にも極めて豊かな生態系や生物多様性を有しています。

そこで、大杉谷地域の自然や歴史文化のPR、魅力発信を進めていくために、国直轄の環境省のビジターセンターの設置がぜひ必要だと思っております。大杉谷森林鉄道跡の活用と大杉谷ビジターセンターの設置について、現在の取組状況を伺います。お願いします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、大杉谷森林鉄道跡の活用、それと大杉谷ビジターセンターの設置に向けた取組についてお答えします。

県では、これまで大杉谷への誘客促進に向け、大杉谷登山歩道の施設整備や、豊かな自然を体感できるエコツアーの開催などに取り組んできました。

今後も大杉谷へのさらなる誘客を図るためには、新たな観光資源を掘り起こして、その活用について関係者が一体となって検討していく必要があると考えています。

県では、大杉谷森林鉄道跡など、知られざる大杉谷の魅力を新たな観光資源として活用した誘客を促進するため、令和3年5月に大台町、国、大杉谷登山センター、観光事業者等の民間事業者、県関係部局で構成する検討ワーキングを立ち上げ、観光資源としてのPR方法や、アクセス面での課題などについて検討を行っています。

引き続き、ワーキングによる検討を進め、令和4年度内をめどに、登山口にある大杉谷登山センターに常設展示施設を整備するなど、その活用方策を取りまとめていきたいと考えています。

また、大杉谷地区への国直轄によるビジターセンターの設置については、大台町、国、県での協議の下、利用者数の増加が課題となっているため、大杉谷登山歩道を活用したイベントの開催などによる誘客促進に取り組んでいるところです。

今後は、ワーキングでの検討内容も踏まえつつ、大杉谷への誘客促進に取り組むとともに、引き続き、国に対して国直轄によるビジターセンターの設置について要望してまいります。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 前向きな答弁、ありがとうございました。

吉野熊野国立公園には、ビジターセンターが幾つかあります。山頂には大台ヶ原の西地区を中心とした大台ヶ原のビジターセンターがあります。ずっと南下しまして、和歌山県のほうには海岸付近を中心に2か所、3か所あったと思います。

残念ながら三重県にはないんですね。しかし、この大杉谷を抱えたこのポイントの重要性は、本当に計り知れない。だから、ここに対してしっかりと働きかけをしていただきたいと思います。と思っています。

次に行きます。

全国カンキツ研究大会を契機としたかんきつ振興です。

本年1月18日に、ここにおみえの県議会議員の方々全員が入会していただいた三重県果樹振興議員連盟の総会が開催されました。今後の果樹農業振興に向けて、県施策の推進と議員活動促進が議決されました。

現在、県内のかんきつ産地では、生産者の高齢化に伴い担い手が減少して、生産量も減少してきています。このような中、令和5年度に全国カンキツ研究大会が三重県で開催される予定であり、ぜひ本大会を契機としてかんきつ生産の発展につなげていってほしいと思います。

全国カンキツ研究大会の関係者や団体からは、大会の成功に向けて、県からの財政面や人材面からの協力を期待する声が強くなってきております。ぜひとも県の支援を積極的にお願ひします。

そこで、令和5年度になります。開催予定の第63回全国カンキツ研究大会においては何をテーマとしていくのか、その意義、目的等について伺うとともに、大会を契機とする本県のかんきつ産業の課題にどのように取り組んでいくのかをお伺ひいたします。お願ひします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、全国カンキツ研究大会のテーマ及び大会を契機としたかんきつ生産の課題に対する取組についてお答えします。

現在、全国のかんきつ産地では、生産農家の組織化や法人化、また、そうした法人等による経営規模の拡大が進み始めているものの、まだまだその件数は少なく、大部分を占めている高齢農家の廃業や経営規模の縮小が進行しております。

このため、かんきつの需要に対する供給が十分に行われなくなっており、生産組織や法人の設立、経営規模の拡大を図りながら、需要に応じたかんきつ品種の生産を伸ばしていくことが喫緊の課題となっています。

こうしたかんきつ産地の課題を踏まえ、令和5年度に本県で開催される全国カンキツ研究大会では、省力化に向けたスマート技術の導入、それと、需要に応じた売れる商品づくりの二つをテーマに設定したいと考えています。

研究大会では、全国における優良事例の報告や、紀南地域におけるかんきつ栽培の優良園地の視察をメイン行事として、全国から集まるかんきつ農家の交流を図るとともに、本県かんきつ産地の取組を全国に発信していきたいと考えています。

本県からは、作業の省力化と夏の太陽光による果実の日焼け防止に向け、気象データと連動した散水が可能となるスプリンクラーの実証取組、県が育成した極早生品種、みえ紀南1号の中で、厳しい出荷基準を満たしたみえの一番星のブランド化の取組を紹介していきたいと考えています。

また、研究大会の開催後には、大会で得られる全国のかんきつ主産県における取組の情報や知見などを生かして、スマート技術の導入に向けた園地整備、さらには販売戦略の強化に取り組みたいと考えています。

今後も研究大会の開催に向け、県として財政面と人材面の支援をしっかりと行い、市町やJ Aと連携して大会が成功するよう、万全の準備に取り組んでまいります。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） ありがとうございます。

三重県で全国大会が開催されるのは、約20年ぶりだと思います。でありまして、ミカン産業、ミカンの産地も随分変わってきました。私は若い頃、農業協同組合に勤めておりまして、県の園転事業というのをいろいろと関わりました。ミカンが多過ぎて、そしてミカンを繁栄させていくために、国の補助金をつけてミカン園の転換をさせると、こういうことでございましたが、今は生産者がいません、高齢化がありました、ミカン園地がどんどん少なくなっていきます。県内の需要を三重県の産地で賄えない、足りないんです。

そういう中で、もうさま変わりしてきておる中で今のニーズは何かと、先々何かと、輸出だけでええのか、スマート技術だけでいいのかということも含めて、しっかりとこの果樹産業を支えてほしいし、お願いしたいと。そういうものを考える取り組むチャンスが、こういうイベントといいますが、大会を通じて生まれてくることを期待しておるんです。

部長、そのようにお答えいただきましたのでありがたいですが、県の支援を強化していただきますようお願いいたします。

さて、次、お願いします。

また、農業になりますが、伊勢茶振興計画です。

三重県は、御存じのように、茶園栽培面積、生産量、産出額、いずれも1位静岡、2位鹿児島県に次ぐ全国3位のお茶産地であります。しかしながら、人口減少、ライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などによってお茶の消費量は減少、販売価格の低迷、生産者は大変厳しい経営環

境に置かれています。こうした中で、県では昨年末に、伊勢茶振興計画を策定し、公表されました。茶業振興に取り組もうとされており。

そこで、現在の茶業を取り巻く厳しい状況打開のために、このたび策定された伊勢茶振興計画に基づいてどのように茶業の振興を図っていくのかお聞きします。

そしてもう一つ、加えてですが、これまで過去10年間、県の指針であった県茶業振興指針において、この茶園面積、そして、荒茶生産量の数値目標というものが設定されてきましたが、この目標に対して未達成はおろか大きく下落してきておる状況でございます。

生産量においては目標を7000トンに置いたんですが、今、5080トンと7割程度しか実現ができていません。特に煎茶においては、3200トンの目標に対して1100トンですから、僅か3割余りしかないんです。この極めて厳しい生産地の生産の現実の中でいかに対応していくべきか、その在り方が、今、問われてきております。

伊勢茶振興計画、新しくつくってもうた中には、前の茶業振興指針の中にもありましたような面積や生産量に対する数値目標は設定されておりません。そして、その具体的方策もあまり見いだせない。このことの説明も含めて、今後のお茶生産に対する取組方針を伺います。頼みます。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、伊勢茶振興計画に基づく振興策、それと伊勢茶振興計画の目標設定の考え方についてお答えします。

県では、茶農家の厳しい経営状況を踏まえ、改めて茶業の振興、茶産地の維持・発展を図るため、昨年12月に伊勢茶振興計画を策定したところです。

今回の計画では、厳しい環境の中でも様々な課題に対応し、経営を存続・発展できる経営体の育成を目指すこととし、生産者の所得向上と伊勢茶の消費拡大の両輪で取組を進めることとしております。

生産に関する目標につきましては、計画策定に向けた懇話会において、茶の供給が需要を上回っている中では、栽培面積や生産量の拡大はさらに価格

低下を進めることにもなりかねず、目標として適当でないとの意見があったこと、また、持続可能な経営には所得の確保が最も重要であることなどの総合的な判断により、農家の所得に焦点を当て、茶の認定農業者のうち他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合の向上を目標に掲げたところであり、こうした経営体を増やすことで栽培面積や生産量を維持していきたいと考えています。

生産者の所得向上に向けた取組につきましては、大規模経営や多角経営といった農家の目指す方向に応じて、低コスト化や省力化を図る茶園の整備、有機栽培など多様なニーズに対応する生産・流通体制の構築、新規就農者の確保・定着に向けた法人等の労働環境の改善などに取り組めます。

また、伊勢茶の消費拡大に向け、これまでの伊勢茶マイボトルキャンペーンに加え、伊勢茶の名称をつけた商品・サービスの開発や茶の機能性を活用した新たな需要の創出、県内における小売店、飲食店と連携した消費拡大と、県外の多様なチャンネルを生かした伊勢茶の認知度向上、食育活動の推進と、伊勢茶の歴史・文化の発信などに取り組むこととしております。

今後も策定した計画に基づき、市町やJ A、茶業関係者などと連携しながら、生産者の所得向上と伊勢茶を愛する消費者の拡大に向け、着実に取組を進めてまいります。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 消費拡大、そして、生産者の所得向上をしっかりと取り組んでいく、これは評価いたします。ぜひ、今度の取組の中で、これにしっかりと取り組んでいただきたい。

その評価はさせてもらう一方で、先ほどの説明の中で、お茶の農家の所得を確保していく中で、面積や、そして生産量というものは軽んじているというまでは言わないけれども、茶の価格の低下にもつながるしというような御説明がありましたが、これはいかがなものかと。恐らく当たっていない。こういうお茶の生産に対して一歩腰を引くような姿勢というものが、このお茶の振興にとってもプラスになると思わない。もっと三重県を挙げて、伊勢茶の

消費拡大はもちろんですが、その生産をどう上げていくか、各県の大競争です。

去年の統計では、もう鹿児島県が1位の静岡県を抜くんじゃないかと言われた。しかし、この間の新聞では静岡県が守り切った、静岡県も伸ばした、鹿児島県の伸びより静岡県が伸ばした、みんなこんな中で一生懸命自分のところのお茶生産をやっているんですよ。3位の三重県、4位が宮崎県だったかどうか、うかうかしよったら抜かれますよ。

先ほどの農林水産省が発表した生産量の新聞記事だと、昨年の話、トップ静岡県は前年比18%増で首位を守ったということです。2位の鹿児島県は11%増ということでありました。全国、全体としては12%増ということなんですよ。

それで、私、三重県はどうですか、去年、生産を聞いたら、去年は5360トンになって、その前より6%増えました。これで、そりゃ減らない、減ってはいないけれども、全国が12%増えている、静岡県においては18%増えているという中で三重県の6%はどうですか。そういうところで、これから三重県はしっかり取り組むということです。

知事と私、昨年秋に初対面のときに、まずお話しさせてもらったのがお茶の話だったという記憶があります。自分の生まれ育ったところが周り全部茶畑だったし、自分も家の手伝いでお茶畑に行ったしというようなお話も聞いて、伊勢茶の振興をしっかりとやりたいんだという意気込みを聞いて、大変頼もしくうれしく感じました。

そういうところですが、知事就任してまだ間もないわけですが、今、ここ2年、3年と、このように落ち込んでおる状況の中で、知事に事細かいことまで聞きませんが、知事、一遍ちょっと御決意を聞かせくださいな。御決意を。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員が御指摘のように、私の家は自給農家でありまして、お茶を栽培しています。私の祖父も、茶畑へのパイロット事業の理事長

をやらせていただきまして、お茶に対して私自身も非常に強い思いを持っているつもりです。

今、議員からお話をいただきまして、全国のお茶の生産量が12%伸びている中で三重県は6%しか伸びていない、伸びてはいるけれども6%、非常に寂しい思いをしております。しっかりとやっていかないとかなという気持ちを持っております。

まず、自分のできるところでやってこうということで、伊勢茶の販売ルートの方、私は国土交通省にいましたので、JR東海にお願いしまして、JR東海の売店で静岡茶だけではなくて伊勢茶をおいてくださいという話を、この間、社長にお願いしてまいりました。まずは三重県の中ですけれども、JR東海が持っておられる販売チャンネルの中で、それは実現するというところになっているところでございます。

生産のほうもしっかりとやっていかないと考えていますので、伊勢茶振興計画も、私もしっかりと見せていただこうと考えておりますので、これからも御指導をよろしくお願い申し上げます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 突然のお願いをしましたが、お茶に対する気持ちは変わらずしっかりとやっていく、こういう今答弁をいただきました。

我々議会のほうにも、茶業振興及びお茶の文化振興議員連盟もできたということで活動されておりますので、ぜひ議会とタイアップしながら一緒に取組をさせていただければと思います。

次に、5番目の伊勢商人の歴史を踏まえた三重テラスの運営と松阪木綿振興に入ります。

昨年、知事就任後10月にあった初議会で、知事提案説明といたしますか、登壇されたんですが、そのときの言葉の中にこういうのがありましたね。三重県人の県民性について、温和で優しいとされる一方、積極性に欠ける嫌いがあるとの認識を示されました。そこで、県民を元気にしていくために、ちょっと待ってくださいね、これ、松阪木綿が関係しますので、ちょっとマ

スクを、（現物を示す）この松阪木綿の生地のを少しつけさせてもらって、質問させてもらいたいと思います。こういうことで。みえ元気プランの策定にも取り組むということでした。

確かに、温和で積極性に欠ける県民性であると思えることも多くありますが、決してそれだけとは言い切れない、むしろ、極めて積極的で果敢な気性を併せ持っているような思いを私はいたします。その一例が、この江戸時代における伊勢商人たちの活躍であります。

伊勢商人は、近江商人、大阪商人と並ぶ日本3大商人であり、江戸、大阪、京都を中心に全国に商売ネットワークを広げて、松阪木綿や伊勢茶などの商いをいたしました。

特に江戸では、日本橋大伝馬町を付近に江戸だなという東京支店を何軒も持って、伊勢屋ののれんが街道に連なっていたようであります。当時、はやったはやり言葉では「1丁目は伊勢屋ばかりなり」とか、「江戸に多きもの、伊勢屋稲荷に犬の何とか」とか、そういう言葉もはやっていたようであります。

三越の前身であります越後屋の三井高利をはじめ、多くの豪商たちがお茶と木綿などの商いで大活躍し、繁栄いたしました。

現在、東京にある三重テラスはその日本橋に立地しております。この地は江戸時代の伊勢商人たちの活動本拠地で、当時の歴史に直結する場所であり、現在も大手企業の本社が立ち並ぶ商業と文化の一大情報センターとなっております。東京首都圏における営業拠点として最善で最適の場所であると思います。

しかしながら、一方で、三重テラスは令和4年で設置以来丸10年の節目の年となり、今後の在り方が問われる時期を迎えております。

今後の三重テラスの在り方について、多くの検討議論も大事ではありますが、令和4年度の現場対応としての三重テラスをどのように運営し、その結果を残せるか否か、重要なポイントになると思います。

この令和4年は、三井高利生誕400年に当たるらしく、出身地元の松阪市では生誕400年祭りが計画されると聞いております。そこで、東京の三重テ

ラスにおいても、伊勢商人の江戸日本橋における活躍の歴史を生かして、新年度の三重テラス事業の取組を積極果敢に展開していただきたいが、県はどのように考えているのか、伺います。

もう1点、続けて質問します。

伊勢商人が、当時の江戸や全国に売り上げた主たる商品は松阪木綿でありました。その松阪木綿の発祥の地元、松阪市において、本年11月に全国コットンサミットが開催される予定であり、全国の木綿振興に熱心に取り組んでいる約30の市町の関係者が、多数参加されると聞いております。

そこで、県においても、今日の三重県経済の発展の基礎を築いてきたとも言える伊勢商人に深い関係のある松阪木綿について、さらに認識を持っていただくとともに、松阪木綿にスポットを当てた伝統工芸振興策、これは、今議会、伊勢の中川議員が伊勢春慶を言ってもらいましたし、今日は山崎議員が四日市萬古焼を言っていただきましたが、私はこの松阪木綿の伝統工芸品について取り組んでいただきたいとお願いし、これを質問にいたしたいと思えます。

[島上聖司雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（島上聖司） 伊勢商人を切り口とした御質問を二ついただきました。

一つ目でございますけれども、伊勢商人の歴史を踏まえた三重テラスの運営についてということでございまして、三重テラスにつきましては、首都圏における三重の認知度を向上させるため、ショップ、レストラン、イベントスペースの各機能により三重の魅力情報を発信し、誘客の促進、県製品の販路拡大、三重ファンの拡大に取り組んでおるところでございます。

とりわけ、三重テラスの所在地であります東京・日本橋につきましては、三井越後屋創業の地でございまして、伊勢商人とゆかりの深い特別な場所であると認識してございます。

折しも令和4年度につきましては、三井高利の生誕400年という節目の年に当たります。松阪市が記念事業の一環といたしまして、三重テラスを活用

したイベントの開催を計画されてございまして、その際には、首都圏のメディアや日本橋周辺のコミュニティー等との連携による情報発信、1階ショップ、レストランとの連携、オンラインとリアルのハイブリッドによるイベントの実施などについて松阪市と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今後につきましても、市町や関係団体等の皆様に三重テラスをより効果的に活用していただけるよう、伊勢商人とゆかりの深い日本橋という立地の優位性というものを生かしながら、三重の魅力発信にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

二つ目でございますけれども、伊勢商人が扱った松阪木綿の振興策という点についてでございます。

三重県指定の伝統工芸品でございます松阪木綿につきましては、その歴史や文化など三重の風土と密接に結びつき、営まれてきた貴重な産業であると理解しております。その魅力を発信して、消費者ニーズ等に対応できる新たな価値を創出していくということが重要であると認識しております。

県におきましては、令和2年度からでございますけれども、伝統産業事業者が異業種の方々との多様な連携という形で、付加価値の高い商品開発が行われるようワークショップを開催しております。開発された商品につきましては、オンラインでの情報発信だとか、県内外のショップでの販売につなげていくという形で取り組んでおるところでございます。このワークショップに、松阪木綿事業者の方にも御参加いただきました。バッグやワンピースなど、新たな魅力を備えた商品開発に取り組んでいただいたという実績がございます。

このほか、松阪木綿や地域への理解を深める機会といたしまして、令和4年の3月19日から27日まででございますけれども、三重県総合博物館におきまして、松阪もめんフェスティバル2021 in MieMuの開催を予定しております。松阪木綿の展示や体験ワークショップ、講演会等を通じまして、松阪木綿の魅力を発信する予定となっております。

今後も松阪木綿をはじめとした伝統産業の振興を図っていくため、歴史や文化などのストーリー性を大事にした発信を心がけてまいりたいと思っております。

また、来年度におきましては、SDGsなどの視点を取り入れた付加価値の高い商品の創出に取り組んでいきたい、また、そのほか三重テラスでの販売を始めまして、SNSや体験イベント等の多様な手法を活用した首都圏等でのプロモーションなど、効果的な情報発信や販路開拓の取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 島上部長、ありがとうございました。

三重テラスへの伊勢商人の活用、そして、松阪木綿の活用について前向きな御答弁いただいたと感謝しております。三重県総合博物館では松阪木綿の展示も今回やっていただくという、大変心強く思っております。

あまり時間がないので、もう質問にはしませんけれども、三重テラスの関係で、ちょっと要望を3点させてもらいたい。

その一つ、三重テラスの看板商品として松阪木綿を位置づけて、三重テラスの宣伝、発信のツールとして活用していただきたい。ついては、テラス玄関ののれんは、ぜひとも松阪木綿でお願いします。これ一つ。

二つ目、三重テラスの名称を伊勢商人の歴史にちなんで、「伊勢商人の館・三重テラス」に変えていただけないでしょうか。提案いたします。

三つ目、全国の伊勢屋と称する社名を持つ企業や商店はもちろん、江戸時代からの歴史的由来を伊勢の国や三重県に持つ商工事業者の全国ネットワークをつくり、人、もの、情報の交流センターをテラス内に設置してはどうかと、このように提案いたします。

ちなみに、私は30年前になりますが、松阪木綿振興の文化団体、あいの会に所属しておりまして、そこが主催する全国伊勢屋松坂屋大集合の交流イベントに関わったことがございます。

全国に伊勢屋という屋号を持つところに郵送で連絡を取りまして、そして

返事をもらった1800の同じ屋号を持つ商工業者のこの台帳を作らせてもらいました。それがこの「来福帳」、(現物を示す) これには1800の全国の事業者の社名、そして事業内容、連絡先が書かれております。こういうようなことをやってきまして、その当時のキャッチフレーズ「へその緒がなくても結ぶ 伊勢の縁」、これで全国に声をかけたところでございます。

ぜひとも三重県として、この三重テラスの今後の新しい分野開発の中で御参考にしていただきたいと思います。

次に、入らせてもらいます。

史跡齋宮跡に対する知事の思い、これはぜひとも知事にお答えをいただきたいと思いますが、昨年9月に知事選挙がありました。知事選挙の当時の政策討議資料の中に、一見知事が目指すにぎわいのある三重の姿として文化・歴史立県というものがあることを知り、同感の思いが強くて、今後の県政展開に期待を大きくしております。

しかしながら、先日、議会で説明された強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)やみえ元気プラン(仮称)の概要案の記述においては、従来からある県政策の内容をそつなく記載されているとは思いますが、残念ながら一見知事の歴史、文化に対する特別の思いというものを読み取ることは、私はできませんでした。

三重県政の基本に、日本書紀から引き出した美し国の看板を据えて、今後の県政展開を図っていくのであれば、文化・歴史立県の取組は当然のごとく県政の重要な柱になるであろうと思われます。

今議会でも、以前から知事がよく発言されるその言葉の中に、「歴史をひもときますと」というフレーズが時々登場いたします。こういうフレーズに込めた知事の思いを三重県の政策にさせていただきたい、そういう思いを強くしております。

そこで、これから策定される最終案の強じんな美し国ビジョンみえやみえ元気プランにおける文化、歴史の位置づけについてですが、知事の思いをしっかりと書き込んでいただくよう、最終案に向けてお願いいたしたいと思ひ

ます。

そして、また私の地元のことになりますが、日本書紀の美し国とも関係の深い斎王制度、そして史跡斎宮跡についてのビジョンやプランについての位置づけ、掲載も希望をいたします。

斎宮跡は、全国で最も広大な国史跡であります。国の歴史にとっても根幹であり、その価値が高いことはもちろんですが、本県にとっても重要な歴史的、文化的遺跡であり、県を代表する埋蔵文化財であります。

昭和45年から半世紀の年月をかけて、史跡面積137ヘクタールの計画発掘調査が続いております。そして、現在は、初期斎宮と言われる大来皇女時代の正殿跡の発掘調査が、今、進められています。

1300年の時を経て、飛鳥時代の斎王の歴史ロマンのベールが取られつつあります。斎王制度の起源は何であったのか、伊勢神宮の創始創健はどうだったのか、そういう歴史ロマンのベールが、今、取られつつあると思います。斎王制度の多くのそういうようなことで、多くの人たちの関心と注目を集めております。

一見知事は、この三重県の重要な文化財である史跡斎宮跡についていかに認識されるか、その思いを伺うところであります。お願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 国や地域が発展していく、あるいはその発展を考えると、いうときに、やっぱり忘れたらあかんのは歴史と地政学だと思います。それを私も国で役人をしていて学んできましたので、今回の強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）でも、みえ元気プラン（仮称）でも、そこを書かせていただいているところでございます。

斎宮、斎王への思いということで御質問いただきましたので、実は、私、知事に就任させていただいて、今度14日で6か月になろうとしているところなんですけれども、新型コロナウイルス感染症で相当ばたばたしてしまっていて、なかなか県内各地に行けていないです。行かなあかんと思っていますんですけど、私、お仕えした大臣は、やっぱり部屋におるとあほになると、いろん

なところを回っているいろんな人の声も聞かなあかんし、ものを見てこなあかんでって言われたので、私もそうしたいと思っているんですが、なかなか行けていませんが、その中で斎宮跡は2回行かせていただきました。1月22日、2月19日、2月19日は明和町で開かれました神宮ゲートウェイシンポジウムに参加させていただくということで、行かせていただいたところございまして、実は県内で2回行かせていただいたのは、斎宮跡が最初であります。

非常に思い入れを持っておるということを言いたいところでございますが、実は残念ながら、私、三重県人になりますけど、今まで斎宮跡に行ったことがなかったんです。これはあかんということもあって実は行かせていただいたんですけど、行かせていただいて、これはとってもすごいところやなという思いを持ちました。

私、歴史が好きなものですから、そのとき斎宮歴史博物館で御説明をいただいたんですが、予定していた時間で全然足りやんと、もう次のシンポジウムがあるからはよ終われと言われて引っ張られたんですけど、もっと長いこと聞いておきたいな、見ておきたいなという思いを持っております。

平成27年に三重県で初の日本遺産にも認定されたものでありますし、今、史跡の発掘が積極的に進められています。何よりも伊勢物語の在原業平の、それと恬子内親王のロマンの舞台になったところです。斎宮跡にはロマンとロマンスがあるなと思いました。

ロマンスという意味では在原業平もいいんですけど、藤原敦忠と雅子内親王の悲恋ですね、これもやはり斎宮跡にありまして、藤原敦忠って「逢い見ての のちの心に くらぶれば」という有名な和歌を読んだ歌人でもありますけれども、このロマンスもすごくいいなと、これは女性の観光客に受けるのではないかなと思ったりした次第でございます。

私、よく奈良には行ってまして、奈良の平城京跡ですね、あそこに大極殿も朱雀門も、今、再建されています。今、斎宮跡も再建してまして、よく似た感じやなと思いました。電車が近くを走っているというのも似ているかもしれませんが、また、奈良に勝るとも劣らない観光地、あるいは歴史

を有する場所だなと思っています。

また、2回目行きましたときは、業平の松も見させていただきました。素材は非常にいいものがあると思います。今後、J N T Oとかのアドバイスをもらいながら、その素材を磨き上げていく必要があります。

明和町内には酒蔵なんかもありまして、これらを周遊するルートなんかも明和観光商社が考えているということでございますので、県としてもできれば支援していきたいなという思いは持っています。

そういうものができ上がりましたら、明和町齋宮跡を核として一つの大きな観光地になりますので、私ども考えています拠点滞在型観光の一つのメニューになると思います。ある日は伊勢神宮に、ある日は志摩に、ある日は明和町に行って齋宮跡を見る、ある日は伊賀に行く、ある日は関に行くのと、そういったことで長く三重県に滞在していただいているんなところを回っていただく、そういうようなことも考えていきたい、非常に重要なポイントだと思っております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 先ほどの知事の話聞いて、僅か2回行かれただけではありますけれども、大変な齋宮に対する関心を強く持たれているということを楽しんで、ありがたく思いますし、今、具体的ないろんなお話を聞かせてもらいましたが、本当に詳しくいろんなことを関心を持っておられ、先ほど聞いたお話の中で敦忠と雅子内親王の悲恋のところは、私、不勉強で詳しくそういう状況が分からなかったもので、知事から教えてもらったことをまた改めて自分のものとして、これからの齋宮の魅力発信に使わせてもらいたいと思います。

今後、いろいろ磨き上げて、齋宮というものを振興していくというお話をいただきました。心強い、ぜひそれをお願いしたい。せっかくの機会ですので、併せて従来型のこともお願いしておきたいわけですが、あくまでも、もう半世紀以上続いてきた埋蔵文化財の発掘であり、調査であり、研究であります。この部分の文化行政の基本的な本来の使命にもなってこよ

うかなと思いますが、齋宮の一番の重要課題である保存と活用というところの部分について、これはもう県が中心になって進めていただかないとなかなか進んでいかない大きな深い課題でありまして、それに関連する我々地元の住民としては、齋宮跡137ヘクタールの全容解明と、それから当面する国の特別史跡指定、こういうものについての実現をぜひお願いしたいと願っております。このことを最後に強くお願いして、私の質問を終わります。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、奥野英介議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

奥野英介議員の国民健康保険制度改革の状況についてということに、関連をさせていただきます。

国民健康保険、大丈夫か、しっかりやれよというのが、奥野英介議員の趣旨だったように思います。国民健康保険は大きな課題がある中で、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の対応のための収入が減った方への

減免とか、そしてまた来年度は未就学の子どもの均等割については減額していくというような形が進められています現状でありますけれども、私どもは、初め県がこれに介入することについて大きく反対してきました。

財政運営の主体となる、そのことについて各自治体の自主性が失われるのではないかと、大きくすればいいサービスは下がるし、それから、国民健康保険料とかいう負担は上がるしというのが、自治体の合併や何かで至るところで見られていたので、問題だなということを言っておりましたけれども、三重県のどこにいても安心して、きちんとした医療が受けられるために国民健康保険の保険料も一緒にして、サービスの内容も地域事情もお医者さんの偏在とかそういうことも解決するようにして標準化していくということは、本来ならば必要なことだと思うようになりました。

奥野議員から、国民健康保険の運営はめちゃくちゃ大変なんやぞと、自治体はということをごこへ来た当初に御指導いただいたことを、今、思い出します。

そんな中で、けれども新型コロナウイルス感染症で大変な以上に、その前から国民健康保険は課題をたくさんはらんでおりました。現状をしっかりと確認しないわけには、改革ってやっていけないんじゃないかということで、確認させていただきたいことがございます。

県内各市町の来年度へ向けての国民健康保険料の動向はどのようになっているのか、つかんでいच्छるか、お聞かせいただきたいと思います。

もし分からなければ、ここ、県が主体となつてからの国民健康保険料の動向はどんなふうになってきていたのかとかいうこと、それから、現在、資格証明書とか短期被保険者証の発行状況、1年以上の滞納の状況、それから、国民健康保険法の第44条の一部負担金減免の利用の状況、どのようになっているでしょう。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 国民健康保険の現状についてお尋ねいただきました。順次、お答えさせていただきます。

まず、来年度に向けての各市町の国民健康保険料の動向ということでございます。

各市町の保険料の改定につきましては、現在、検討が各市町でされている最中でございます。現時点においては県のほうでは把握ができていない状況でございます。

ただ、その保険料算定の基礎となります、市町が県に納付する国民健康保険事業納付金の額でございますが、これにつきましては、令和4年度国民健康保険事業納付金については、令和3年度に比べて約30億円、約6.5%減少するというように決定している状況でございます。ちなみに今年度が462億9653万円に対して、来年度は432億8383万円ということで、減額はされているということでございますが、ただ、これにつきましては、この納付金をベースに、今後、各市町において国と県の交付金や基金繰入金等に加えて、独自に市町が行っていただきます保険事業の費用等を勘案した上で、住民の方から徴収していただく保険料を算定していくこととなりますので、ちょっとどうなるか分かりませんが、現状そういう状況でございます。

ちなみに、平成30年度の制度改正後に保険料の状況でございますが、引上げを行ったのが平成30年度と令和元年度が7市町、それから令和2年度が6市町、それから、令和3年度が2市町という状況でございます。

逆に引下げを行ったのが、平成30年度が3市町、それから令和元年度が1町、それから、令和2年度は引下げを行う市町はございません。令和3年度が5市町という状況でございます。

次に、国民健康保険の資格証明書及び短期被保険者証の交付の状況でございますが、令和3年6月1日現在の把握している状況でございますが、資格証明書の交付世帯数は2839世帯、短期被保険者証、これは1か月、3か月、6か月とございますが、その合計で交付世帯が4884世帯という状況になってございます。

次に、1年以上の滞納状況ということでございますが、滞納繰越し分の調定額につきましては、令和2年度における市町の合計で約96億6000万円とい

う状況でございます。

次に、一部負担金の減免制度の利用状況についてでございますが、これについては県内の5市2町が規則等の根拠規定を整備しておりますが、県では各市町を訪問する際に、実績があれば状況をお聞きするというところでございますが、現在のところその状況をお聞きしたことがないというのが現状でございます。

以上でございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 今、数字をいろいろとお聞かせいただきました。

国民健康保険料については、来年度へ向けて下げということを提案されているところもある、考えているところもあるようで、もちろん上がるところもあると個々には聞いています。

新型コロナウイルス感染症ということの中で、なかなか今の現状では上げることは難しいと考えられているところも多いようですけれども、県が負担金でお願いする歳出の中で、先ほど減っていますよと、これは75歳以上の方がどっと人数が減るので、数字的に減るということは一般的にあり得るということの中で、提案の来年度の予算の中でもそういうふうにされておりますけれども、それだけでどうなのかということはありません。

それから資格証明書や短期被保険者証の問題、これも本当に厳しい状況だと、この数が多い少ないって、1人でもあったら大変だと私は思っております。

そして、また、滞納の状況であるとか、一部負担金の問題ですけれども、これは全部の市町じゃなくって、5市2町でということで、現実には制度はあるけれども、今のところ把握されていないと。大変使いにくいです。

けれども、今、特に米を作って飯食えないって話ありますけど、国民健康保険料を払って医者にかかれずという話をよく聞くわけです。本当に、連れ合いが心臓がえらい、胸が痛いと言ってうずくまっているけど、病院に行くお金がないんだと、保険料は払っているけどとか、そんな話が入ってきたり、

医療機関にかかれずに、昨年度の決算の内容なんかで見ても医療費がコロナ禍で少なくなっているという現状もあったり、これは医療控えというのも現実にある中で命に関わる問題やということはこれまでも申してきました。

こういうようなことをやっぱりきちんと考えながら、次へ進んでいけないといけないと思うんです。標準化して一律の保険料に近くしていきますよと。地域差のその係数が少なく、地域差はあまり見ないようにしてきています。そんな中で、問題は大きいと思います。

これらのことを、決算の前に国民健康保険運営協議会なんかで話がされていないように思うのですけれども、そこら辺のところは国民健康保険運営協議会でしっかりと今の現状を検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） こういう現状を、県内の現状というのは、その協議会の中で今でも話はしておりますが、今日の御指摘も踏まえて、今後、協議会の中でしっかり話をしていきたいと思います。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 話はしていますがということですが、国民健康保険運営協議会が決算書を出す前に、ここへ決算書を県議会に出す前に、このことについて会議を開いていないというのが現実です。

そういうようなことにはならないようにきちんと、そして、国民健康保険運営協議会に出られている方はお医者様とか、そして、また、被保険者の方も出られていますけれども、とつても大変な、もう本当に国民健康保険料を払うのに大変だというような方は出られていないんですよ。

そういうようなことも踏まえ、一番困っているのは被保険者、そして、自治体の窓口でこの対応に当たられる市町の職員です。数字を一生懸命計算してはじめてもらって、負担金などをつくってもらわなければならないけれども、この実態をしっかりと見ていただくこと、このことをしないと、誰もが安心して

三重県のどこにいても医療にかかる、その標準化とかいうようなこととともに、払える保険料、これを。

○議長（青木謙順） 山本議員に申し上げます。

申合せの時間を経過しておりますので、速やかに終結願います。

○21番（山本里香） ぜひとも求めていきたいと思います。失礼いたしました。（拍手）

○議長（青木謙順） 次に、西場信行議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 山本佐知子議員。

〔7番 山本佐知子議員登壇・拍手〕

○7番（山本佐知子） 自由民主党の山本佐知子です。

大杉谷といえば西場議員、西場議員といえば大杉谷だけではもちろんありませんが、私も尊敬する大先輩の大杉谷森林鉄道跡について、産業遺産としての観点から関連質問いたします。

先ほど執行部の回答では、ワーキンググループの皆さんが、現地調査を大杉谷森林鉄道跡についてはされているということでした。観光資源の活用の可能性ですけれども、実際、現地を歩くと、安全性の確保であったり、国有林ということで、課題はいろいろ抱えているのだと思います。

ただ、この森林鉄道がかつて三重県の林業を支え、地域の人々の生活、経済、社会に密接なつながりを持っていたその歴史を考えると、産業遺産としてその記録を残したり、歴史的役割を語り継ぐことは意味のあることだと考えます。

熊野古道センターで、2017年に企画展及び講演会が行われました。企画をされた方に、実際、お話を伺いました。

大杉谷は、かつて森のダイヤと言われるぐらい豊富な資源があったということ、先人たちが急峻な地形から木材を搬出するのに命をかけていたということ、そして、その格闘した爪跡が今でも随所に残っているということをお伺いしました。厳しい地形であったからこそ、多様で高度な運搬技術が発達したのではないのでしょうか。

当時、定員を大幅に上回る方が来場し、地元の方や林業に携わっていた方、全国から関心の高い方がたくさん集まったということです。先ほどは、大杉谷登山センターでこれから展示をいたしますということでした。ぜひこの展示、いろいろな工夫をしていただきたいと思います。

先日、東議員の提案にありましたように、これから、例えばバーチャルな展示やアプリを活用した方法、様々なチャレンジができると思います。以前、私も関わったんですけども、佐賀県の三重津海軍所跡というところ、これは世界遺産に登録されているんですが、ここは地下の埋蔵遺構なので地上から見ることは全くできません。しかし、バーチャルリアリティのスコップであったり、携帯アプリを使ってその方向を示すと、当時の様子を疑似体験することができます。そうした工夫を重ねて、観光客であったりとか、あるいは地域学習に貢献しているわけであります。

そこで質問ですが、大杉谷森林鉄道跡の産業遺産としての価値及び地域活性化における活用の可能性についてどのようにお考えか、所管の農林水産部長、お願いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） では、大杉谷森林鉄道跡の価値の発信と地域活性化に向けた取組についてお答えします。

大杉谷森林鉄道は、急峻な地形に合わせるなど、全国的にも珍しい木材の運搬技術が数多く取り入れられており、本県の伝統的な産業である林業を支えた歴史的・文化的にも後世に伝えるべき貴重な遺産であると考えています。

県では、これまでに熊野古道センターにおいて大杉谷森林鉄道跡を紹介する企画展を開催したほか、令和3年8月にはM i e Muにおいて写真パネル展を開催し、広く県民の方にその歴史的・文化的価値をお伝えしたところで

す。

今後も、引き続き関係者によるワーキングにおいて、現地に行かなくてもその魅力が体感できる効果的な情報発信について検討を進めるとともに、大杉谷を自然と歴史、文化の宝庫として磨き上げ、大杉谷森林鉄道跡や雄大で

美しい自然を併せて発信することで県内外からの誘客を進め、地域の活性化につなげていきたいと考えています。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 一般的に、産業資産というものは文化財指定、なかなかかされていないものが多いわけですね。そして、そもそもその価値が認識されていない場合がほとんどです。まず、地域の私たちがその価値に気づく必要があります。

そして、産業資産というものは、全てをぴかぴかできれいにして博物館に展示をすればいいというものでは必ずしもありません。朽ちていくのであればその場でそのままの姿で留め置くことも、産業遺産としての価値でもあります。

先ほどビジターセンターの設置の可能性についてのお話もありました。利用者数の条件をクリアすることが、まず条件ということですが、それと同時に、この森林鉄道跡が大杉谷を形成する価値の一部として捉えることもできると思うんです。

そういう見方も、例えばビジターセンターの設置のときに付け加えることが、この大杉谷のオリジナルの価値観としてあるのではないかなとも思います。

どれだけ従来の遺構が残っているのか検証しなくてはなりません、記録を残していく、あるいは、今、もう既に書物が2冊出版されていますけれども、あるいはこれからも記録を残す、残そうとしている人々の作業について理解を示すということは、今、行政がやることとして考えられる一つなのではないかなと思っています。

観光につながるかどうかは見せ方、プレゼンテーションの問題でもあります。産業化の歴史は地域の発展の歴史でもあり、産業資産はその地域の社会遺産とも言えます。県内では、ほかにもこうした産業遺産がありますけれども、これから観光のもう一つのコンテンツとして、今後も地元自治体と情報共有して、産業遺産という視点も地域活性化、そういった点にぜひ取り入れ

ていただければと思っています。今日はどうもありがとうございました。
(拍手)

○議長（青木謙順） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

決 議 案 審 議

○議長（青木謙順） 日程第2、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻に
厳重に抗議する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付
託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員
会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

決議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決
されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明3日は休会といたしたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明3日は休会とすることに決定いた
しました。

3月4日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時50分散会